

第5次芦屋市人権教育・
人権啓発に関する総合推進指針
(素案)

令和8年3月
芦屋市

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

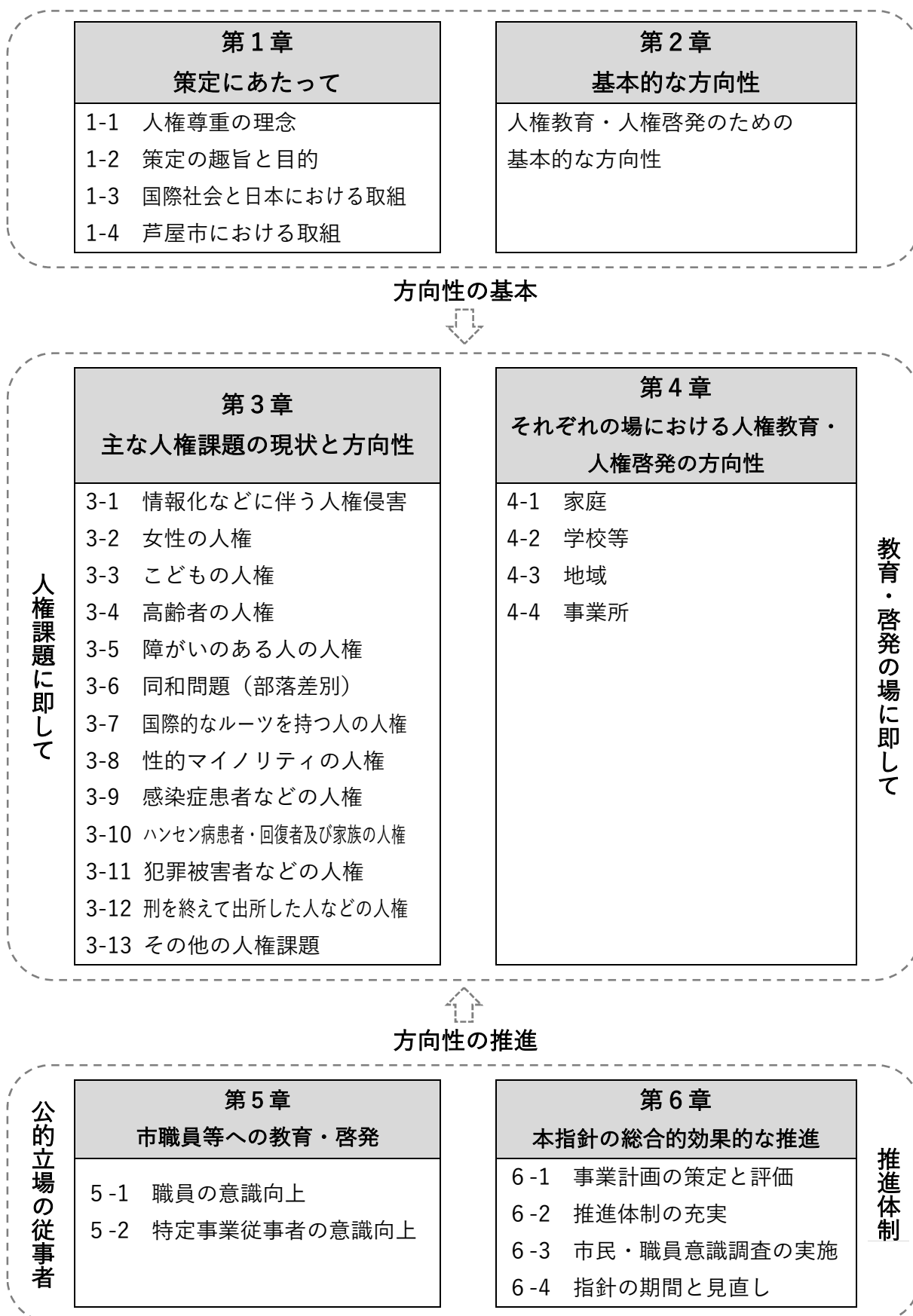
この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものです。

- 一 わたくしたち芦屋市民は、
文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 一 わたくしたち芦屋市民は、
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

も く じ

指針の構成	1
第1章 策定にあたって	1
1－1 人権尊重の理念.....	2
1－2 策定の趣旨と目的.....	2
1－3 国際社会と日本における取組.....	3
1－4 芦屋市における取組.....	8
第2章 基本的な方向性	14
人権教育・人権啓発のための基本的な方向性	14
第3章 主な人権課題の現状と方向性.....	15
3－1 情報化などに伴う人権侵害.....	15
3－2 女性の人権	18
3－3 こどもの人権	22
3－4 高齢者の人権	26
3－5 障がいのある人の人権	30
3－6 同和問題（部落差別）	34
3－7 国際的なルーツを持つ人の人権.....	38
3－8 性的マイノリティの人権	42
3－9 感染症患者などの人権	46
3－10 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権	47
3－11 犯罪被害者などの人権.....	48
3－12 刑を終えて出所した人などの人権.....	49
3－13 その他の人権課題	50
第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性	52
4－1 家庭.....	52
4－2 学校等.....	53
4－3 地域.....	54
4－4 事業所	55
第5章 市職員等への教育・啓発	56
5－1 職員の意識向上.....	56
5－2 特定事業従事者の意識向上.....	60
第6章 本指針の総合的効果的な推進.....	61
6－1 事業計画の策定と評価	61
6－2 推進体制の充実.....	61
6－3 市民・職員意識調査の実施.....	61
6－4 指針の期間と見直し	61
用語解説	62
資 料.....	65

指針の構成



第1章 策定にあたって

1-1 人権尊重の理念

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

日本国憲法においても、人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられたものであるとされています。

このことから「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。すべての人は等しく人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在である。」ということを認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い多様性を尊重することが重要です。

そのためには、一人ひとりが、自分の権利にとどまらず他人の権利についても正しく理解し、権利の行使に伴う責任を自覚するとともに、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方が求められています。また、人権が侵害されている人々を保護し、支援する責任もあることをすべての人が認識する必要があります。

1-2 策定の趣旨と目的

日本では、戦後、基本的人権の尊重を基本原理とする「日本国憲法」に基づき、現在まで人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

しかし、依然として生命・身体の安全に関わる事象や社会的身分、国籍、民族、性別、障がい等による不当な差別その他の人権侵害が起こっています。

人権尊重社会を実現するためには、一人ひとりの人権尊重の精神の育成を図ることが不可欠であり、そのためには人権教育・人権啓発が大変重要です。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12（2000）年）においては、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」と規定されています。

また、「人権教育・人権啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7（2025）年）では、人権啓発の目的とするところは「国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として、自己の人権を守るとはもちろんのこと、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにある。」と指摘しています。

本市では、「第5次総合計画」（令和3（2021）年度）をはじめ各種計画と整合性を図りながら、第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に沿って進めた施策に対する検証結果及び令和6（2024）年度に実施した人権に関する市民・職員意識調査結果を踏まえ、市民一人ひとりが人権を尊重し、自己の人権を守り、他者の人権にも十分に配慮した行動が取れるようになることを目的として、「第5次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定しました。

なお、策定にあたっては、有識者と市民の参画からなる「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」に貴重なご意見をいただきました。

本指針に基づき、本市の現状に即したさらなる人権教育・人権啓発施策を総合的かつ効果的に進めます。

1－3 国際社会と日本における取組

（１）国際社会における取組

昭和 23（1948）年、国際連合（以下「国連」という。）は、人類の多大な被害と影響を与えた二度にわたる世界大戦の反省から「世界人権宣言」を採択しました。そして、昭和 41（1966）年には、世界人権宣言で規定された権利に拘束力を持たせるため、国際人権規約が採択されました。

その後も個別の人権を保障するために、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（昭和 40（1965）年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」（昭和 54（1979）年）、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（平成元（1989）年）などを採択し、世界における人権の推進に取り組んできました。

また、平成 7（1995）年から平成 16（2004）年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と定め、人権文化を構築することをめざして、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画を定めました。「人権教育のための国連 10 年」が終了した後も、引き続き人権教育を推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」を採択し、21 世紀を「人権の世紀」とする取組が推進されています。

平成 27（2015）年には、「持続可能な世界を実現するための開発目標」（SDG s）が国連において採択されました。SDG s は、貧困や飢餓、人や国の不平等などの課題解決や平和的社会の実現を目指しています。

さらに、近年では、国際的な潮流として、「ビジネスと人権」に関する国際的な要請が高まっています。

（２）日本における取組

日本でも、「女子差別撤廃条約」の批准に続き、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の施行（昭和 61（1986）年）、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行（平成 12（2000）年）など、国内法の整備やこれに基づく計画の策定、施策の推進に取り組んできました。

人権教育・人権啓発に関しては、『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画（平成 9（1997）年）、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14（2002）年）を策定（令和 7（2025）年「人権教育・人権啓発に関する基本計画（第二次）に改定）し、その後「人権教育の指導方法の在り方について」を報告するなど、教育・啓発を通じた人権課題の解決と人権推進に取り組んできました。

個別の人権課題に対応した近年の主な動きをみると、情報化などに伴う人権侵害については、インターネット上の誹謗中傷など違法・有害情報への被害が深刻化しているため、令和 7（2025）年に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」が施行され、大規模プラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報への対応の迅速化や、運用状況の透明化により、被害者救済の実効性向上が図られています。

女性の人権については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」の改正（令和 5（2023）年）により、精神的な暴力に対する保護命令の対象範囲が明確化・拡大されました。また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」の施行（令和 6（2024）年）、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の延長を含む法律（令和 7（2025）年）の施行により、女性一人ひとりのニーズに応じた支援や、女性の活躍状況に関する情報の公表が推進されています。

こどもの人権については、令和 5（2023）年に、日本国憲法とこどもの権利条約の精神をもとに「こどもまんなか社会」の実現を目指して「こども基本法」の施行、こども家庭庁の発足、「こども大綱」の閣議決定が行われ、取組が進められています。

高齢者及び障がいのある人の人権については、令和 4（2022）年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度をより利用しやすく、本人の意思が尊重されるものにするための具体的な施策が推進されています。また、障がいのある人の人権については、令和 6（2024）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、民間事業者による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が、努力義務から義務に変わりました。

日本固有の人権問題としての同和問題（部落差別）については、平成 14（2002）年の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」失効後は、残された課題の解決は一般施策として取り組まれるようになりましたが、差別発言、差別待遇等の事案、インターネット上での差別を助長するような内容の書き込みが依然存在する中、平成 28（2016）年には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。近年のインターネット上の書き込みに対する取組が各自治体で進められています。

性的マイノリティの人権については、令和 5（2023）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が施行され、性的マイノリティの方々の生きづらさを解消するため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進が図られています。

その他にも「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の施行（平成 28（2016）年）、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ民族支援法）の成立（平成 31（2019）年）など、様々な分野で法整備が進んでいます。

旧優生保護法に関しては、令和 6（2024）年に、最高裁判所が旧優生保護法の各優生条項が憲法 13 条、14 条に違反していたとする判決を出しています。旧優生保護法は、1948

年、現行憲法の下で制定され、1996年に母体保護法に改正されるまでの48年間、同法に基づき、主に遺伝性疾患や障害等があるとされる人々を対象として、本人の同意なく強制的に不妊手術などが行われていました。この違憲判決を受けて、被害者への謝罪や補償などが進められています。

	国際社会	国
昭和 21 (1946) 年		・日本国憲法公布
昭和 23 (1948) 年	・世界人権宣言採択	
昭和 40 (1965) 年	・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）採択	
昭和 44 (1969) 年		・同和対策事業特別措置法施行
昭和 45 (1970) 年		・障害者基本法施行
昭和 54 (1979) 年	・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）採択	
昭和 61 (1986) 年		・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）施行
平成元 (1989) 年	・児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）採択	
平成 7 (1995) 年	・人権教育のための国連 10 年開始	
平成 9 (1997) 年		・「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画策定 ・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）施行
平成 11 (1999) 年		・男女共同参画社会基本法施行
平成 12 (2000) 年		・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行 ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）施行
平成 14 (2002) 年		・人権教育・啓発に関する基本計画策定 ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）施行
平成 16 (2004) 年		・犯罪被害者等基本法施行
平成 17 (2005) 年	・「人権教育のための世界計画」の第 1 フェーズ開始	
平成 18 (2006) 年	・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）採択	・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（北朝鮮人権法）施行
平成 21 (2009) 年		・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）施行
平成 22 (2010) 年	・「人権教育のための世界計画」の第 2 フェーズ開始	

	国際社会	国
平成 25 (2013) 年		・いじめ防止対策推進法施行 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）施行
平成 26 (2014) 年		・子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 ・子どもの貧困対策に関する大綱 ・私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）施行
平成 27 (2015) 年	・「人権教育のための世界計画」の第 3 フェーズ開始 ・「持続可能な開発目標」（SDGs）策定	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）施行
平成 28 (2016) 年		・ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）改正 ・成年後見制度の利用促進に関する法律施行 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）施行 ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）施行 ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）施行 ・再犯の防止等の推進に関する法律施行
平成 29 (2017) 年		・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）施行 ・子どもの性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）策定
令和元 (2019) 年 ^注		・関係閣僚における「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の決定 ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ民族支援法）成立 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律施行 ・認知症施策推進大綱 ・改正障害者雇用促進法施行 ・子供の貧困対策に関する大綱改定
令和 2 (2020) 年	・「人権教育のための世界計画」の第 4 フェーズ開始	・改正児童虐待防止法施行 ・第二期成年後見制度利用促進基本計画
令和 3 (2021) 年		・第 4 次犯罪被害者基本計画策定

	国際社会	国
令和 4 (2022) 年		・性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演にかかる被害の防止を図り出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律(AV 出演被害防止・救済法) 施行 ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法) 改正法施行
令和 5 (2023) 年		・こども基本法施行 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法) 改正 ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法) 施行
令和 6 (2024) 年		・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援新法) 成立 ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障がい者差別解消法) 改正施行 ・旧優生保護法違憲判決
令和 7 (2025) 年		・プロバイダ責任制限法を情報流通プラットフォーム対処法へ改正施行 ・人権教育・人権啓発に関する基本計画(第二次)へ改正 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) 延長

注 ただし、「関係閣僚における「児童虐待防止対策の抜本的強化について」の決定」及び「アイヌ民族支援法成立」は平成 31 年中。

世界人権宣言（仮訳文、抜粋）

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

1－4 芦屋市における取組

(1) 市の取組

「第5次総合計画」（令和3（2021）年度策定）では、令和12（2030）年度における芦屋市の将来像を「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」とし、この将来像の実現のための基本方針を「未来の創造～持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン」と定めています。そして、この基本方針を構成する視点の一つである「暮らしやすさ～地域に包まれ安らぎを感じる暮らし」は、こどもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン*を取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めることを示しています。

本市では、人権教育・人権啓発に関する総合推進指針を基に、様々な人権課題に対応した施策を推進してきました。平成28（2016）年に「犯罪被害者等支援条例」、平成29（2017）年に「心がつながる手話言語条例」、令和2（2020）年に「障がいを理由とする差別のないだれもが共に暮らせるまち条例」を制定しました。また、令和2年5月には「パートナーシップ宣誓制度」を開始し、現在は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」として宣誓対象を拡大するなど、個々の人権課題についても取組を進めています。

また、令和3（2021）年に改定した「第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」では、主な人権課題として、これまで「HIV 感染者などの人権」としていたものを「感染症患者などの人権」に拡大し、新型コロナウイルスによる感染症の影響にも対応しました。

なお、本市で発生したパワー・ハラスメント事案やハンセン病に関する不適切な対応事案を二度と起こさないよう、職員研修の徹底や相談に適切に対応するための体制の整備・充実に取り組むとともに、職員一人ひとりがさらに人権意識を高め、人権尊重の視点に立って市政を推進してまいります。

(2) 人権意識の状況と課題

本指針の策定にあたり、令和6（2024）年度に「人権に関する市民意識調査」を実施し、調査結果を基に市民の人権意識の現状と課題を整理しました。

「人権についての市民意識調査」の概要

【調査方法】

- ・調査地域：芦屋市全域
- ・調査対象：満 16 歳以上の市民 2,500 人（外国人住民 50 人を含む）
- ・抽出方法：令和 6 年 8 月 1 日現在の住民基本台帳から無作為抽出
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収又はインターネット回答方式
- ・調査期間：令和 6 年 9 月 2 日から令和 6 年 9 月 27 日まで

【回収状況】

配布数 (A)	不到達数 (B)	有効回収数※ (C)	有効回収率 (C / (A-B))
2,500	3	1,105	44.3%

※有効回答数のうち、インターネットによるもの 413 件、調査票によるもの 692 件（インターネット回答率 37.4%）。

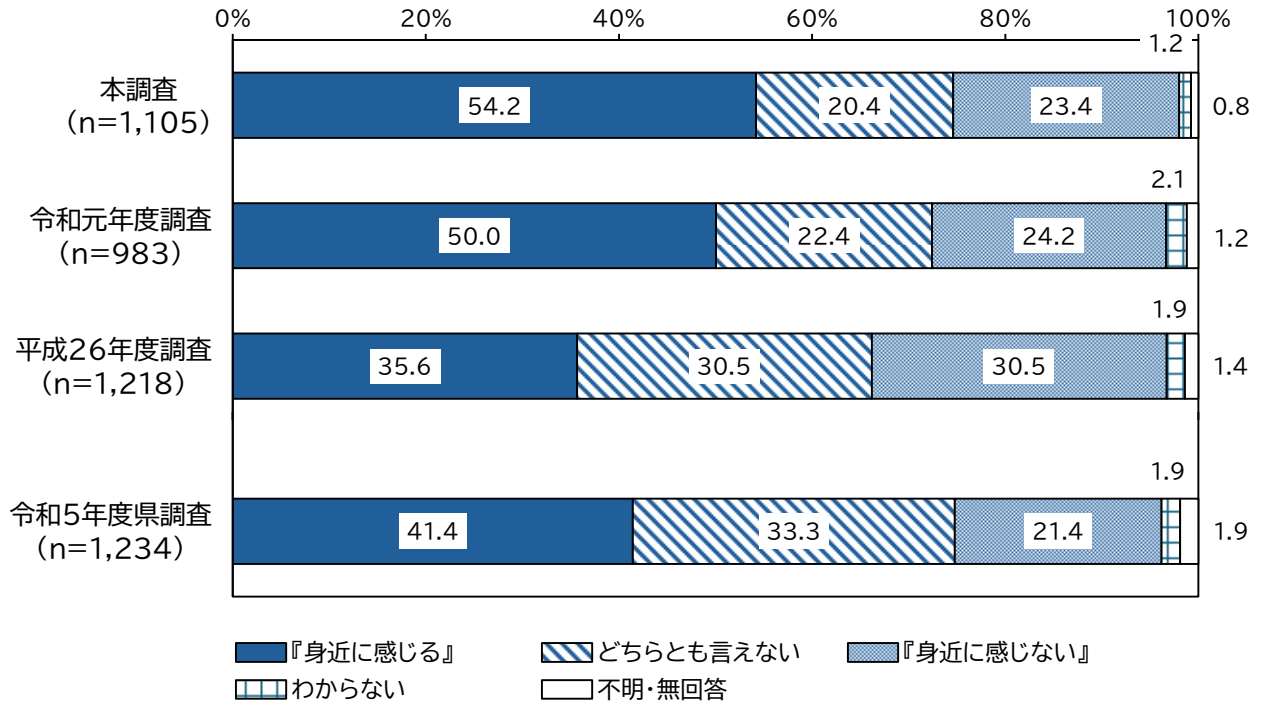
※この指針の中で用いている図表の数値（%）は、すべて小数点以下第 2 位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を含めた設問でも、比率の合計が 100%にならない場合があります。

「人権を身近に感じる」や「芦屋市では人権が尊重されている」とする市民の割合は、前回と比較し増加していますが、「どちらとも言えない」を含め約半数の市民が否定的な回答をしています。誰もが人権が尊重されていると感じられるよう今後も教育と啓発の充実に積極的に取り組むことが必要です。

また、自分の人権を侵害されたとする市民の割合は、約 3 割で微減傾向にありますが、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」は 44.0%と高い水準にあります。近年、パワー・ハラスメントは社会的な問題として顕在化しており、企業や団体、公的機関など様々な組織で予防・解決に取り組むとともに、人権教育と啓発の強化を積極的に図っていくことが重要です。

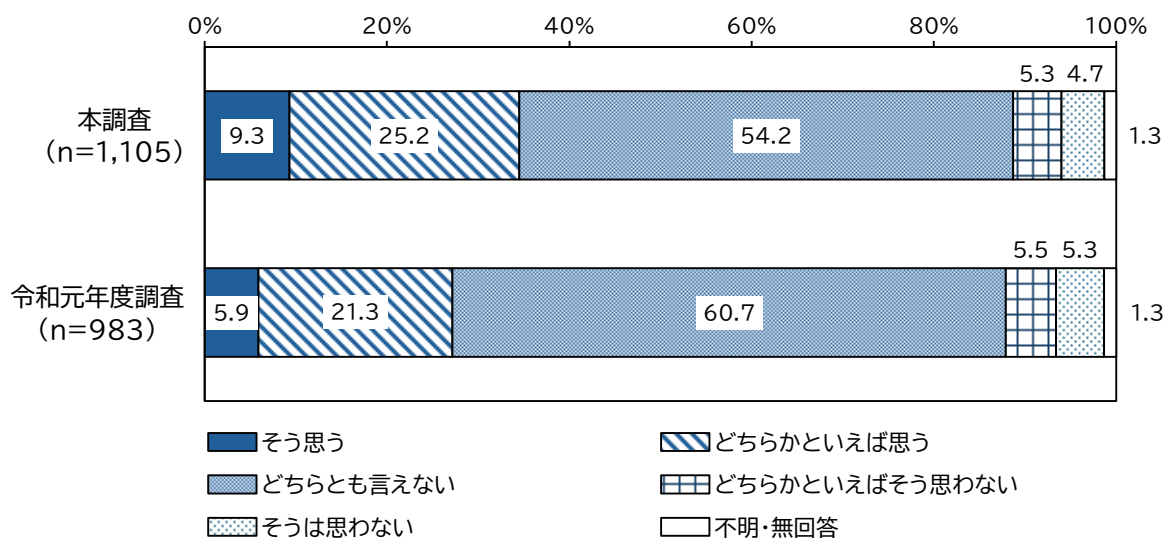
人権を身近に感じる程度

人権を身近に感じる程度については、『身近に感じる』は、本調査が 54.2%で、令和元年度調査（50.0%）より 4.2 ポイント高くなっています。



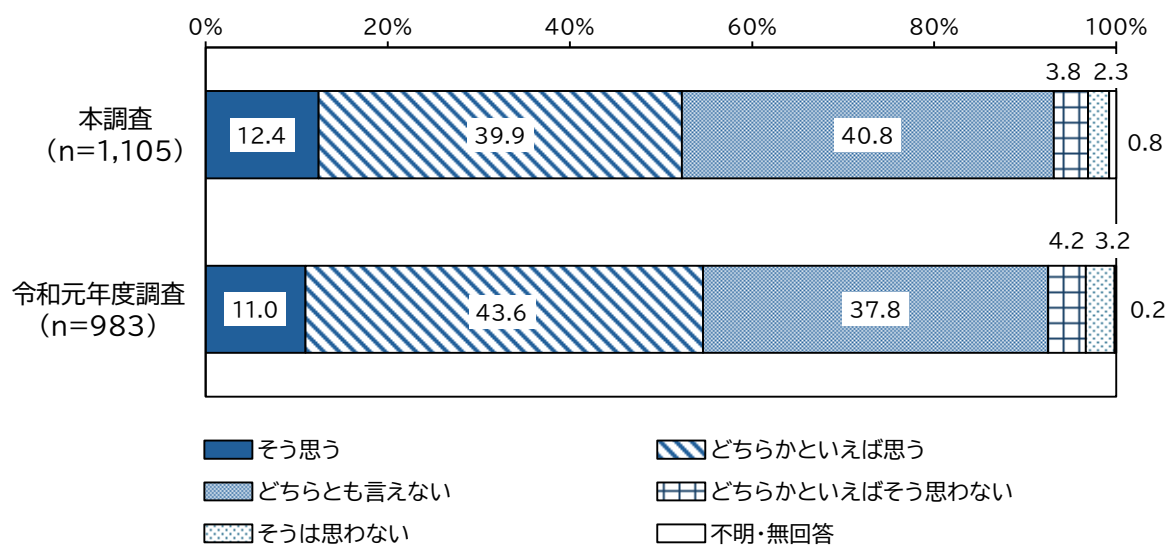
芦屋市民の人権意識は5～6年前に比べて高くなっているか

芦屋市民の人権意識は 5～6 年前に比べて高くなっているかについては、「どちらとも言えない」が 54.2%で最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が 25.2%、「そう思う」が 9.3%と続いており、34.5%の人が『そう思う』と回答しています。



芦屋市では人権が尊重されているか

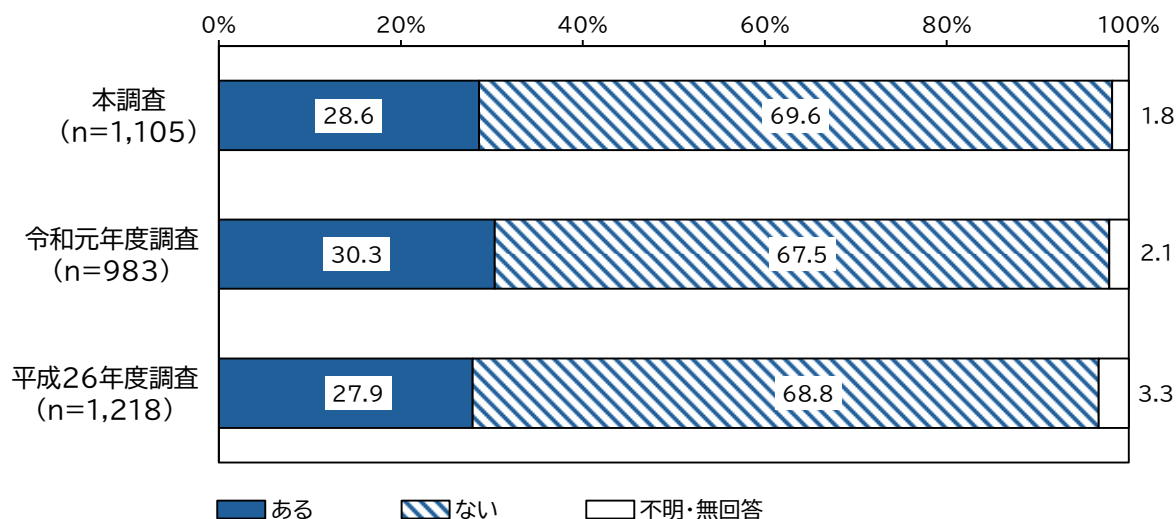
芦屋市では人権が尊重されているかについては、「どちらとも言えない」が40.8%で最も高く、次いで「どちらかといえば思う」が39.9%、「そう思う」が12.4%となっています。『そう思う』では、52.3%となっています。



※『そう思う』は「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計。
 また、本調査では「わからない」の選択肢はない。

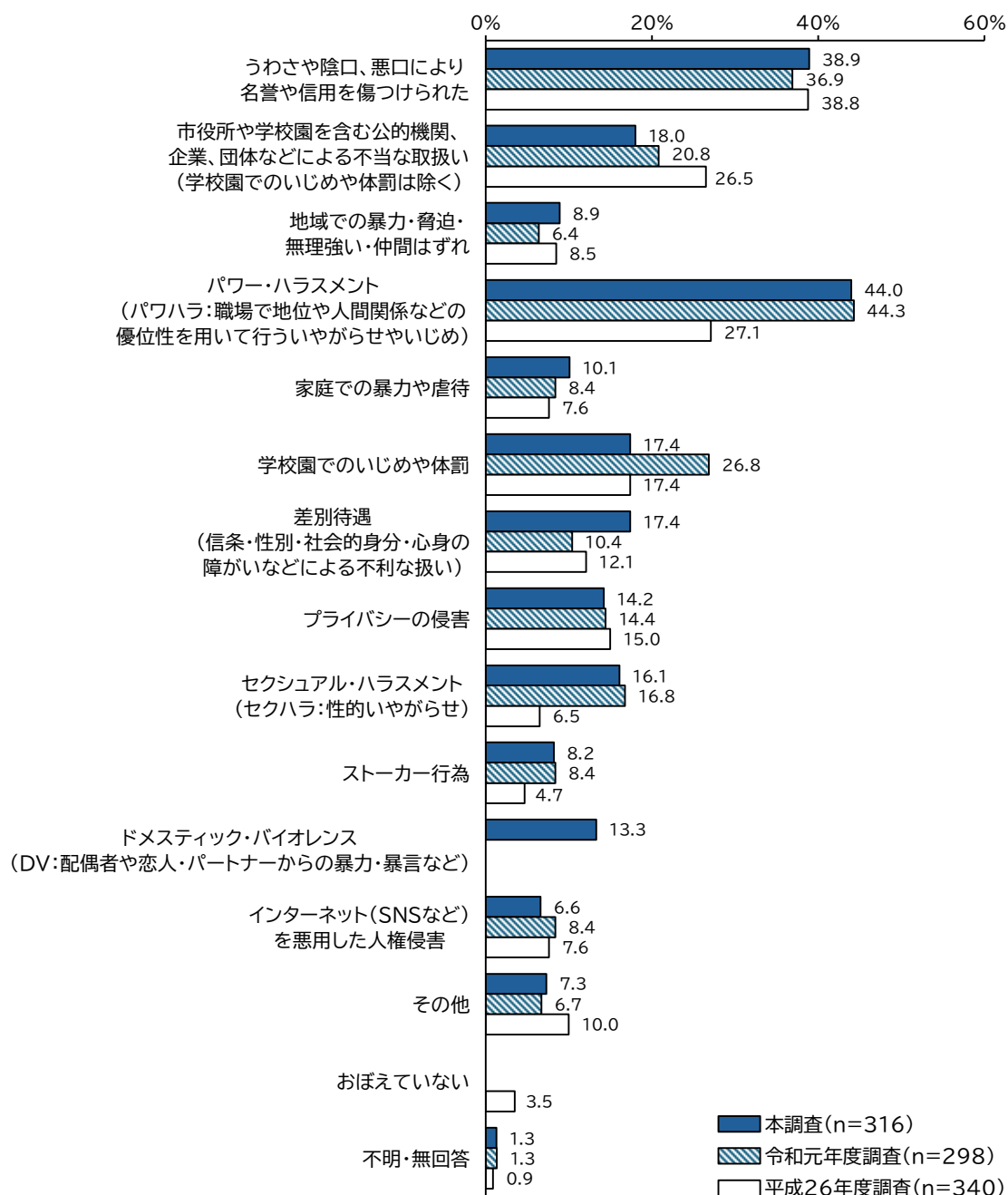
人権を侵害された経験

人権を侵害された経験については、「ない」が69.6%、「ある」が28.6%となっています。



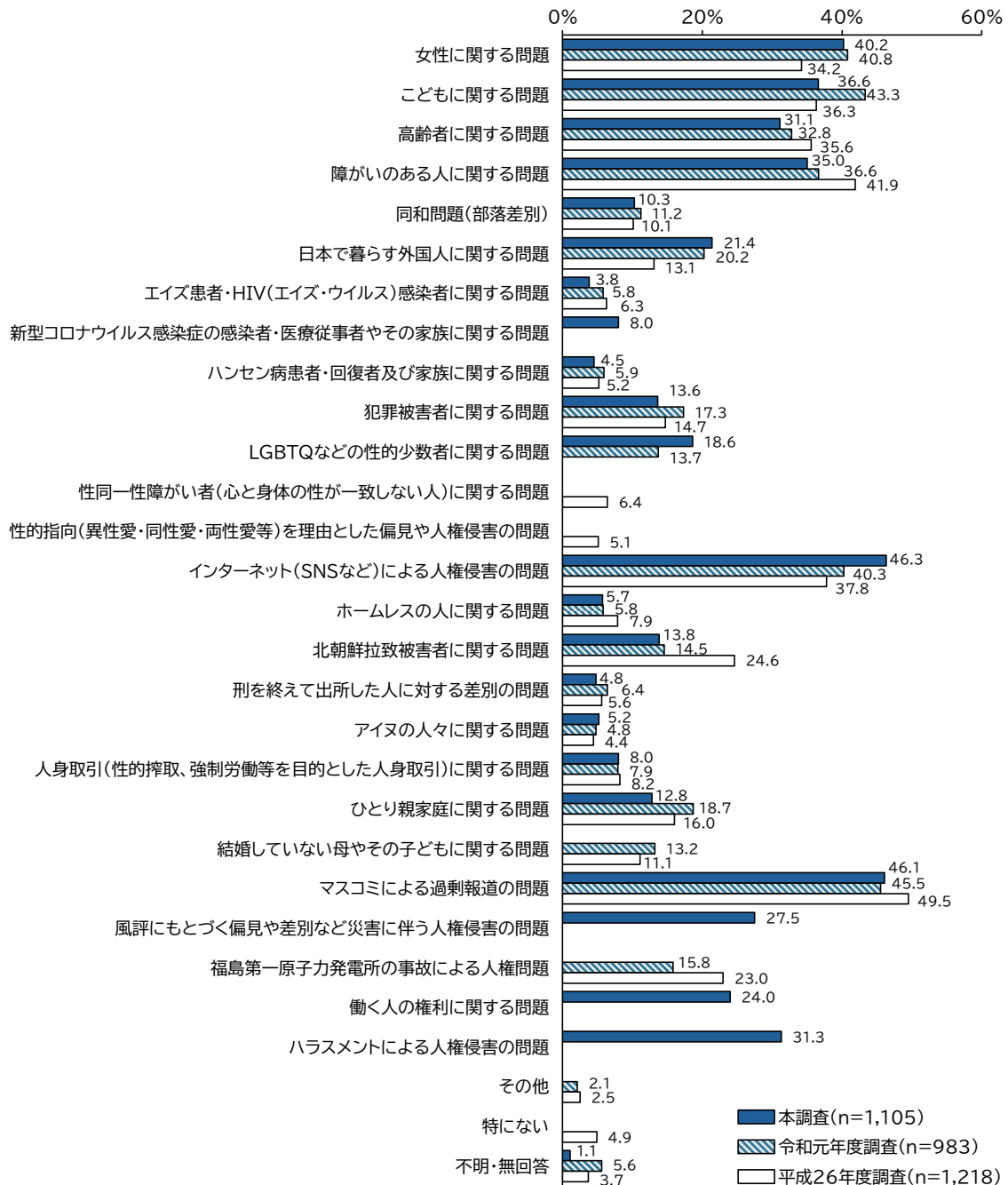
受けた人権侵害の内容

受けた人権侵害の内容については、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」（44.0%）、「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」（38.9%）、「市役所や学校園を含む公的機関、企業、団体などによる不当な取扱い（学校園でのいじめや体罰は除く）」（18.0%）の順に割合が高く、令和元年度調査と比較すると、「差別待遇（信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不当な扱い）」が最も増加した項目となっています。



関心のある人権課題

関心のある人権課題については、「インターネット（SNS など）による人権侵害の問題」（46.3%）、「マスコミによる過剰報道の問題」（46.1%）、「女性に関する問題」（40.2%）の順に割合が高くなっており、令和元年度調査と比較すると「インターネット（SNS など）による人権侵害の問題」が最も増加した項目となっています。



第2章 基本的な方向性

人権教育・人権啓発のための基本的な方向性

(1) 人権教育・啓発の充実

- 学校教育や社会教育を通して、乳幼児から高齢者まで発達段階に応じた人権教育・人権啓発を推進し、すべての人々の人権尊重の精神を育てます。
- 乳幼児期の人権尊重の意識が「芽生え」「育まれる」取組や児童・生徒に対する「自立心」や「自尊感情」「責任感」を培う取組、高齢者に対する「自己実現」と「尊厳」を尊重する取組を推進します。
- 自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識を育てます。
- 誰もがアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）を持っていることを認識し、お互いの感じ方や考えの違いを認め合い、誰もがその人らしく最大限に能力を発揮することができる社会の重要性について周知、啓発を進めます。
- 高齢者、障がいのある人、国際的なルーツを持つ人、性的マイノリティなど共に生きる様々な人々への理解を深め、助け合いながら生きていく心や態度を育みます。
- 日常生活や社会生活において、人権尊重の文化が行動に結びついていくように、家庭や地域、職場など様々な場での教育、啓発を進めます。
- 様々な広報媒体を活用するとともに、啓発強調期間など様々な機会をとらえた啓発を進めます。
- 人権に関する様々な意見や考え方について、自由に意見交換ができる環境づくりと中立性の確保に取り組みます。
- すべての職員は、研修等を通じて豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って職務に取り組みます。
- 幼児期、学齢期の人権教育に携わる教職員は、時代の変化に対応した計画的な人権教育の研修を通じて、人権意識の向上を図ります。

(2) 相談・支援体制の確立

- 人権問題について市民が容易に相談できるよう相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知を図ります。
- 相談内容の多様化に対応するため、関係機関や人権擁護委員と連携するとともに、相談に携わる職員の対応力の向上を図ります。

(3) 市民や関係機関等との連携強化

- 人権に関わる機関・団体や人権擁護委員などと情報共有や連携強化を図り、人権教育・人権啓発に取り組みます。
- 「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」や個別の人権課題に関わる審議会等の意見や助言を人権教育・人権啓発施策に反映します。
- NPOやNGO、ボランティア団体をはじめ、市民が自発的に展開する人権尊重のための活動を行政が支援・協力し、人権尊重の理念の全市的な広がりを進めます。

第3章 主な人権課題の現状と方向性

3-1 情報化などに伴う人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及によりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネット上には、特定の個人への誹謗中傷、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、差別的な書き込み、いじめなど、人権侵害につながる情報が流されています。インターネット上で人権侵害が行われるとコピーが転々と流通することなどにより、将来にわたって永く被害に苦しむおそれがあります。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）や、同和問題（部落差別）に関する差別的な書き込みなどの事案が生じており、各人権課題に横断的に関わるテーマとなっています。

このような状況を踏まえ、国は平成14（2002）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）、平成26（2014）年に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）、令和7（2025）年「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）を施行し、インターネットによる人権侵害の啓発等を推進していますが、依然として人権侵害は後を絶ちません。

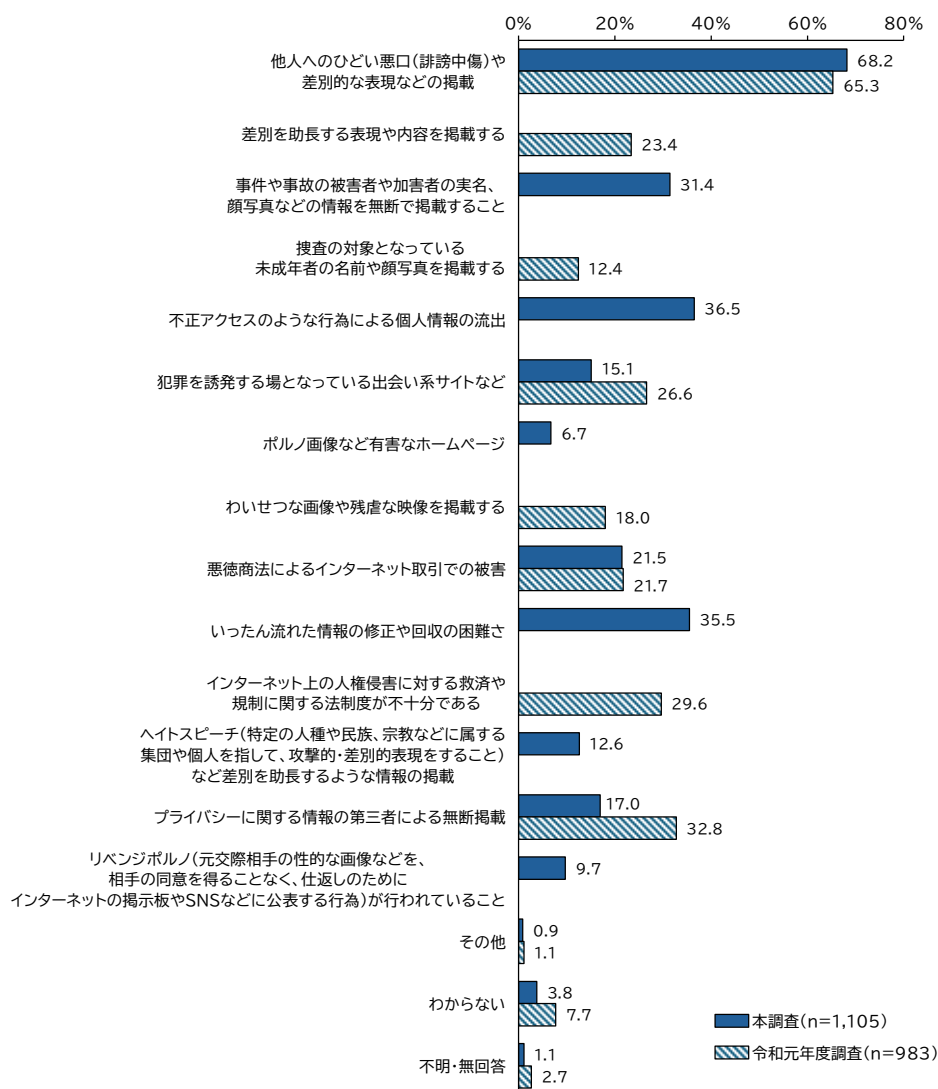
本市では、インターネット上への差別的な書き込み等を抑止するため悪質な書き込みをモニタリング（監視）するインターネット・モニタリング事業を令和元（2019）年10月から開始しました。

インターネットは、扱われている情報すべてが常に正しい情報であるとは限らないこと、使い方を間違えると、誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があることから、正しい知識や対応方法を身に付けることが大切です。

【市民意識調査の結果】

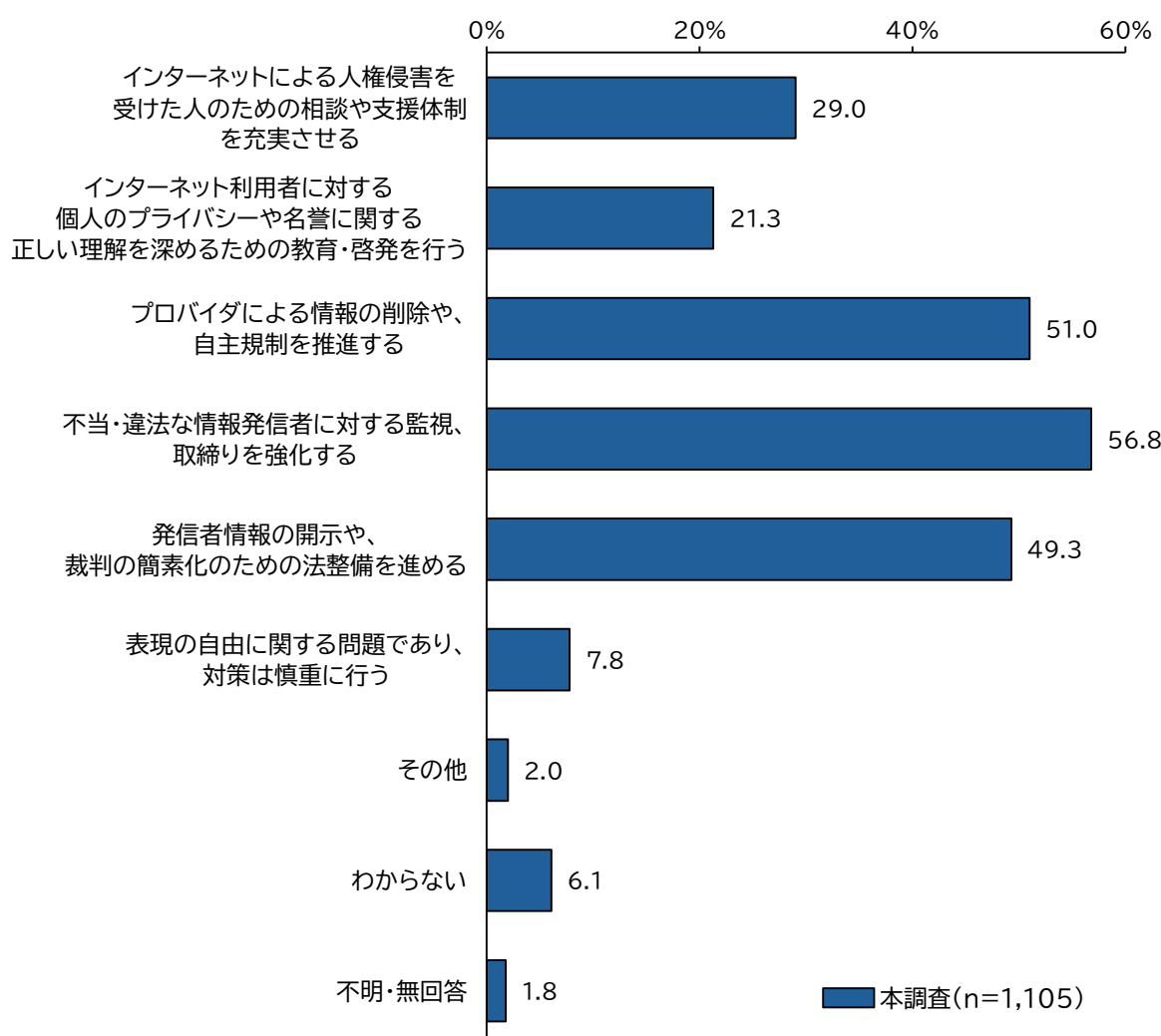
インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点は、「他人へのひどい悪口（誹謗中傷）や差別的な表現などを掲載する」（68.2%）、「不正アクセスのような行為による個人情報の流出」（36.5%）、「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」（35.5%）の順に割合が高くなっています。

インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点



インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なことは、「不当・違法な情報発信に対する監視、取締りを強化する」(56.8%)、「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」(51.0%)、「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める」(49.3%)の順に割合が高くなっています。

インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なこと



【方向性】

- 家庭や人権擁護委員など関係機関と連携し、情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについて、子どもを含めた教育・啓発を推進します。
- インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます。
- 市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。

3-2 女性の人権

【現状と課題】

男女が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

日本国憲法には、男女の平等がうたわれており、昭和 54（1979）年に国連で「女子差別撤廃条約」が採択されたことを契機に、国内でも昭和 60（1985）年に「男女雇用機会均等法」が、平成 11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定されるなど、様々な取組が進められてきました。

しかし、世界経済フォーラムが発表する令和 7（2025）年のジェンダー・ギャップ指数によると日本は 148 か国中 118 位であり、「教育」と「健康」の値は世界トップクラスですが、「政治」と「経済」の値が低いとされています。

本市の市民意識調査の結果をみると、女性の人権に関する問題点について、「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」が最も高くなっています。固定的な性別役割分担意識や、性差に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見や思い込み）は、いまだ残っており、様々な社会制度・慣行が、男女が共に社会のあらゆる分野で活躍することを阻害する要因となっています。特に、職場や、様々な意思決定の場で女性が参画する機会が十分に確保されていない現状は大きな課題です。

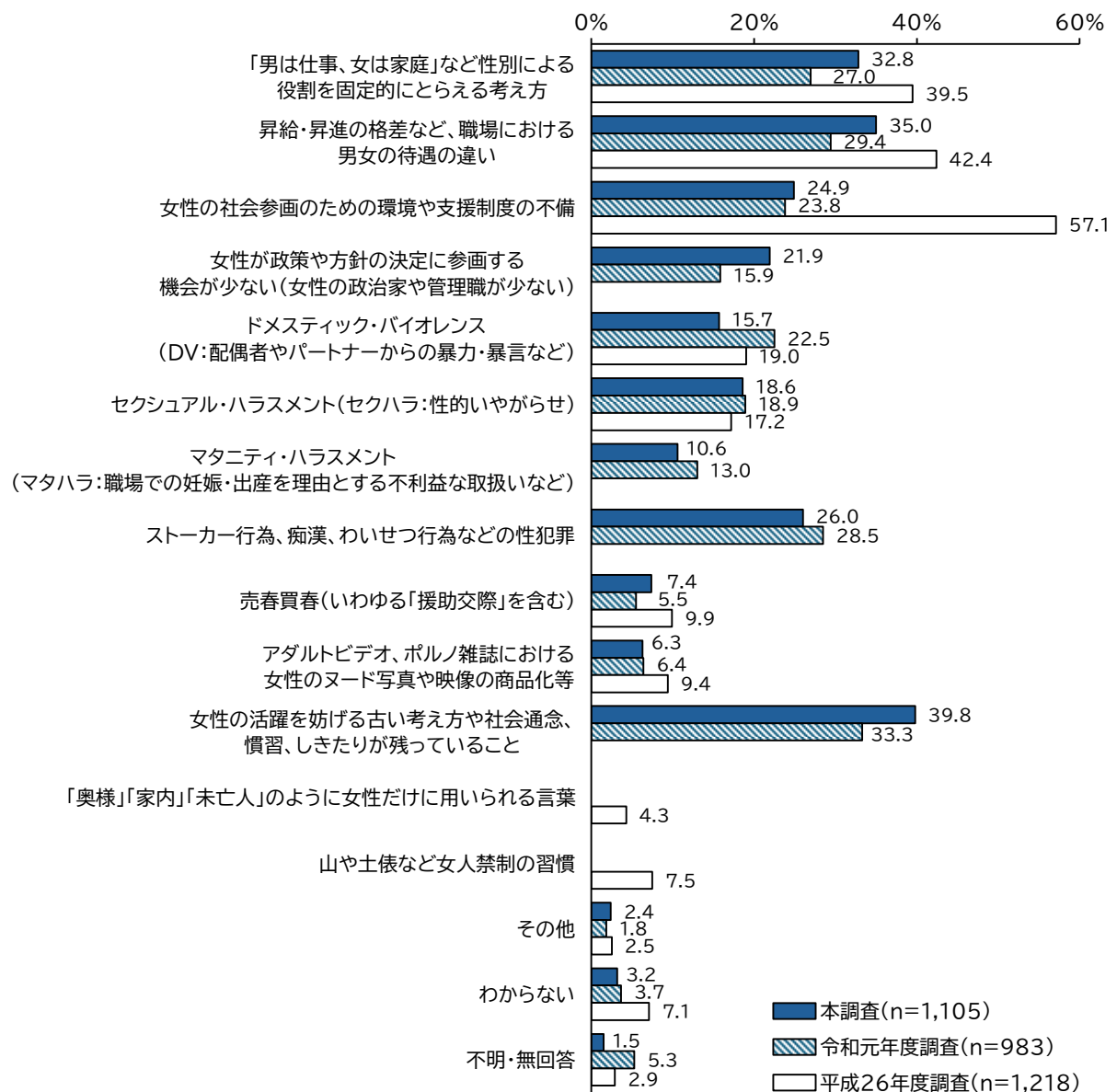
また、性別に関する重大な人権侵害には、性犯罪や性暴力、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント*等があり、その被害者の多くは女性です。引き続き、これらの被害を防止するとともに、相談の窓口を周知し、社会において女性自身が望む活躍をすることのできる環境を整えていきます。

本市では、「第 5 次男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」に基づき、男女共同参画社会及び女性活躍推進に向けた意識改革に取り組むとともに、DV*や若年層を対象としてデートDV*などの予防啓発を進めています。

【市民意識調査の結果】

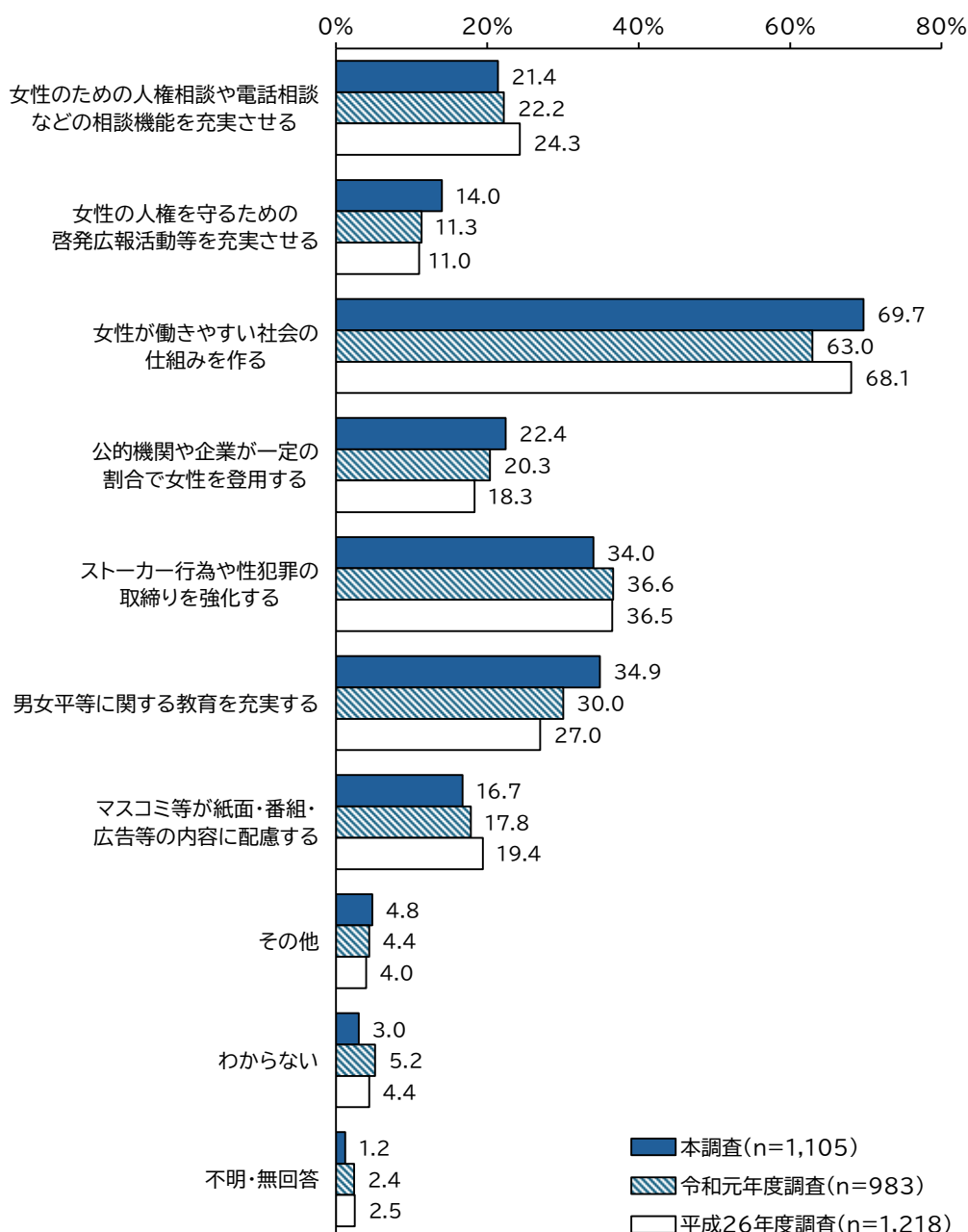
女性の人権に関する問題点は、「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」(39.8%)、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」(35.0%)、「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方(32.8%)の順に割合が高くなっています。

女性の人権に関する問題点



女性の人権を守るために特に必要なことは、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」(69.7%)、「男女平等に関する教育を充実する」(34.9%)、「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」(34.0%)の順に割合が高くなっています。

女性の人権を守るために特に必要なこと



【方向性】

- 講座、研修やNPO等との連携事業を通して、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の意義の普及に努めます。
- 全ての市職員が性別に関係なく自身の能力を発揮するとともに、男女共同参画の視点を持って職務を行うよう啓発に取り組みます。
- 性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を育む教育・学習の充実を図り、学校・家庭・職場における意識醸成に取り組みます。
- 広く市民にワーク・ライフ・バランス*の考え方を普及させ、女性が望む活躍への支援を行うとともに、男女がともに育児や家事、介護等に参画できるよう啓発を行います。
- 性差別による暴力防止、DV、若年層に対するデートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発を進めます。
- 芦屋市配偶者暴力相談支援センター（芦屋市DV相談室）、女性サポート相談室の周知を進めます。

【関連する条例・計画等】

- ・男女共同参画推進条例（平成21年度～）
- ・第5次男女共同参画行動計画（ウィザス・プラン）（令和5年度～令和9年度）

※第5次男女共同参画行動計画は、「DV対策基本計画」「女性活躍推進計画」を含む。

3-3 こどもの人権

【現状と課題】

平成元（1989）年に国連で採択された「子どもの権利条約」では、「差別の禁止」、「生命、生存および発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の4つを一般原則としています。

日本では、平成6（1994）年に同条約を批准し、児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要な課題であるとの認識のもと、平成28（2016）年には、すべての子どもは、この条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があることが「児童福祉法」に明記されました。

核家族化や少子化など家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての不安など様々な要因が重なって起こるこどもの虐待に関する報告は後を絶たず、平成12（2000）年に施行した「児童虐待防止法」は、令和2（2020）年4月から、親によるこどもへの体罰を禁じた改正児童虐待防止法として施行しています。

さらに貧困による格差の広がりは、こどもの教育や進学機会を狭めるだけでなく、こどもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼしていることから、平成25（2013）年には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（令和6（2024）年に名称を「こどもの貧困の解消に向けた対策の指針に関する法律」に改正）が成立し、平成26（2014）年には「子どもの貧困対策に関する大綱」が定められました。

こどもの学校生活の面では、いじめをめぐる問題が全国で深刻化したことから、平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

本市では、平成26（2014）年12月に策定した「いじめ防止基本方針」（平成30（2018）年改定）に基づき、いじめの早期発見・早期対応に取り組んでいます。

令和5（2023）年4月には、日本国憲法、こどもの権利条約の精神をもとに、こどもの権利条約の考えをもとに、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「こども基本法」が施行され、こども家庭庁が発足しました。こども基本法では、支援が年齢により途切れないよう「こども」の定義を「心身の発達の過程にある者」とし、同年12月には、今後5年程度のこども政策の基本的な方針・重要事項を定めるとともに、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元的に定める「こども施策に関する大綱」（以下、「こども大綱」）が閣議決定されました。

こどもや子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、心理的虐待やネグレクトにつながるヤングケアラー*問題、SNSの利用に伴うこども同士のいじめや性被害の深刻化等の新たな問題が表面化している現状からも、今後、一層こども・若者の権利が守られるよう取組を進めていく必要があります。

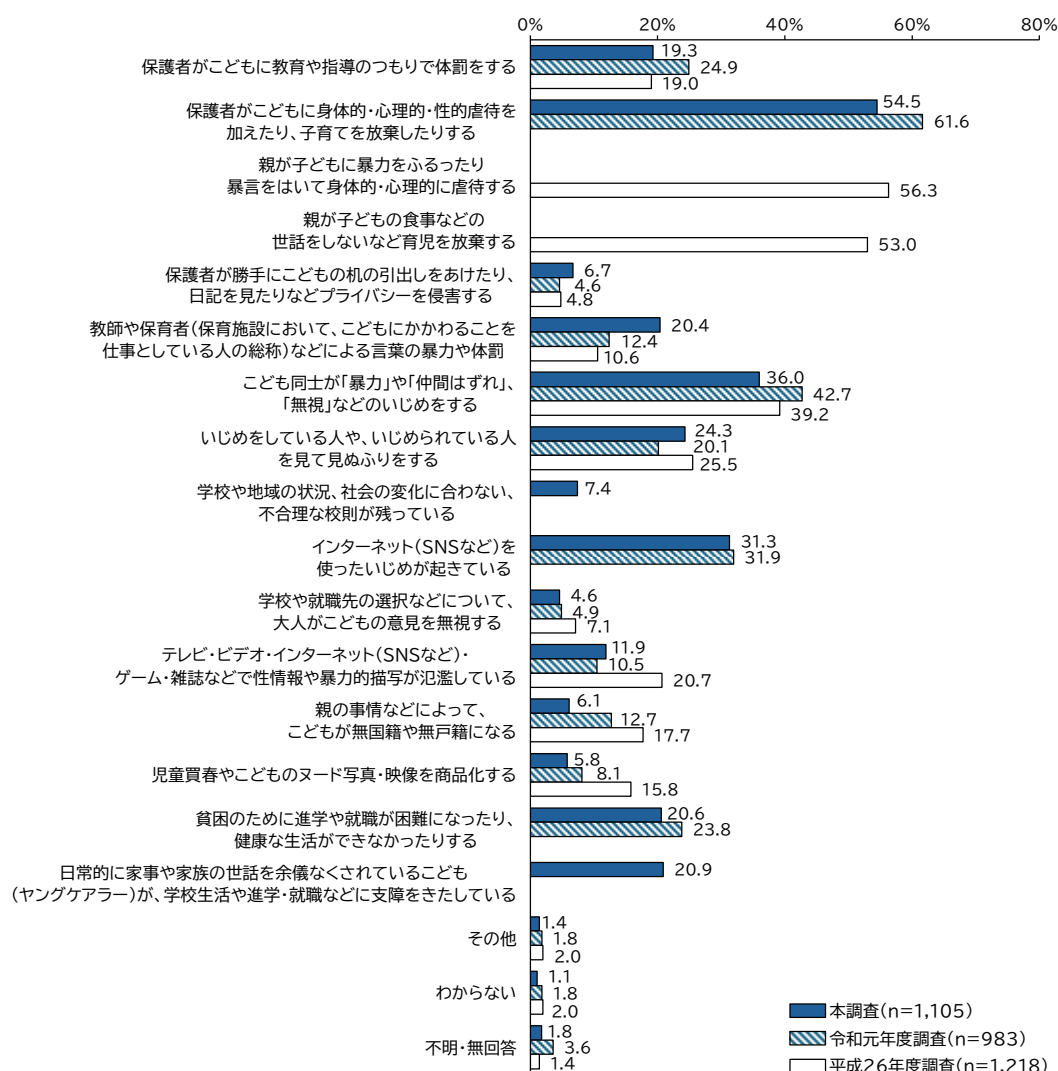
本市では令和6（2023）年度に、こども基本法、こども大綱の内容を踏まえて「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」（第3期子ども・子育て支援事業計画、第3期子ども・若者計画）」を策定しました。この計画は、本市のこども計画として位置づけ、こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、こどもから若者までを対象とした、ライフステージを通じた施策およびライフス

ページごとの施策、ならびに子育て世代への支援施策を推進していきます。

【市民意識調査の結果】

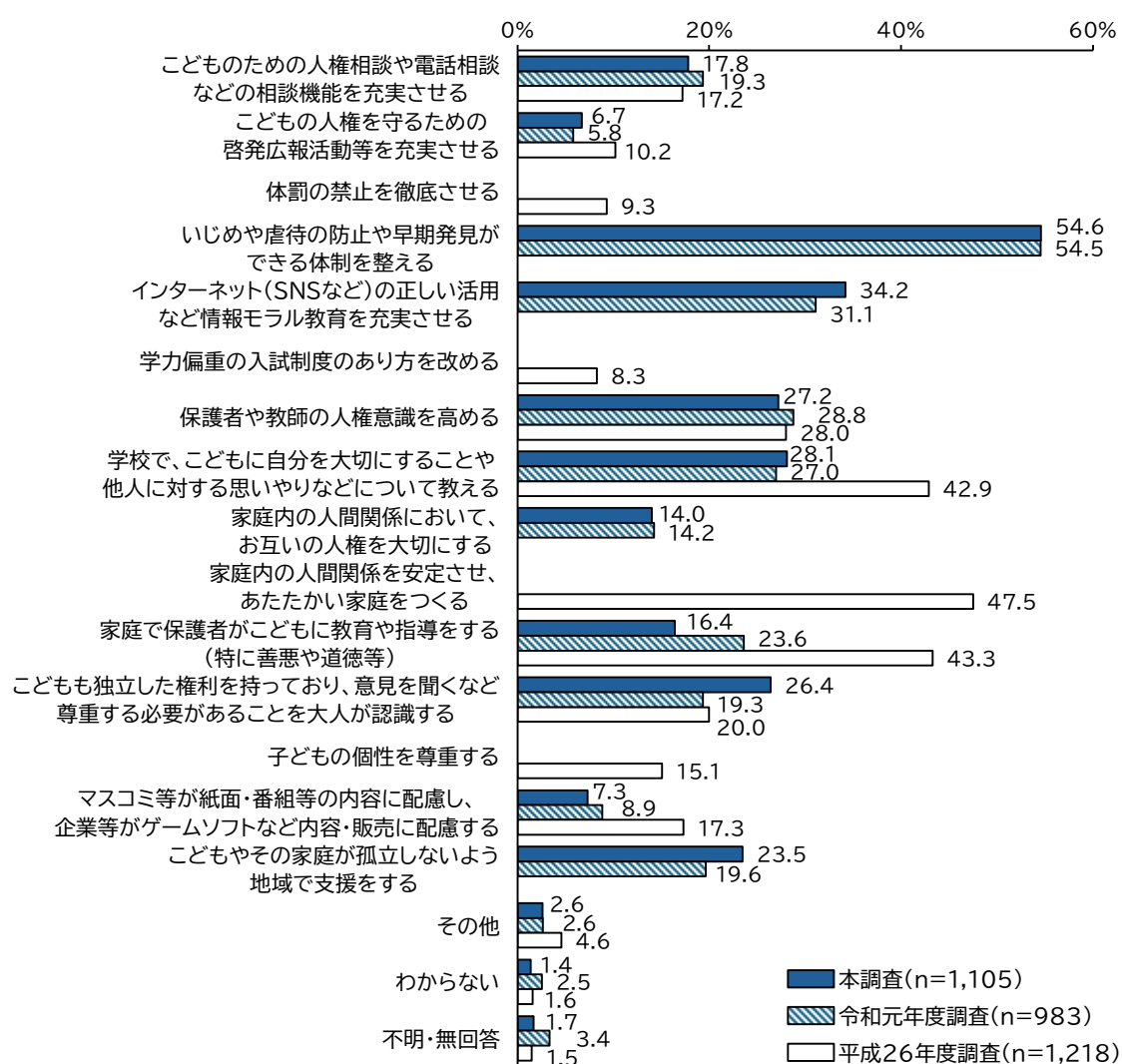
こどもの人権に関する問題点は、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」(54.5%)、「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」(36.0%)、「インターネット（SNS など）を使ったいじめが起きている」(31.3%)の順に割合が高くなっています。

こどもの人権に関する問題点



こどもの人権を守るために特に必要なことは、「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」(54.6%)、「インターネット(SNSなど)の正しい活用などの情報モラル教育を充実させる」(34.2%)、「学校で、こどもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える」(28.1%)の順に割合が高くなっています。

こどもの人権を守るために特に必要なこと



【方向性】

- 「子どもの権利条約」及び「こども基本法」の意義と内容について周知・啓発を進めます。
- こどもの学習の場である学校の中に人権尊重の理念を徹底し、教育活動全体を通して人権教育を進めます。
- 教育課程全般において、いじめ等の問題（インターネットを通じて行われるものを含む）について、主体的に考える機会を設け、こどもが情報を正しく選択し、判断していく力を身に付ける取組を推進します。
- 人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、昨今ある様々な人権課題を解決しようとする子どもたちの意欲・態度を育てます。
- 「いじめ防止基本方針」などにに基づき、学期ごとに行うアンケート調査や教育相談の実施等により、ささいなことも決して見逃さないよう、いじめ事案の積極的な把握に努めます。
- 「児童虐待防止法」に基づき、児童虐待の早期発見と早期対応を推進するため、通報体制や相談窓口の充実を図ります。
- 子育て支援を地域社会で行う重要性を広め、民生委員・児童委員などと連携し妊娠期から子育て期に容易に相談できる場を拡充し、啓発活動を強化するなど、こどもを見守り、支援できる仕組みづくりを推進します。

【関連する条例・計画等】

- ・第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」（第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画・第3期芦屋市子ども・若者計画）（令和7年度～令和11年度）
- ・いじめ防止基本方針（平成30年改定）
- ・第3期教育振興基本計画（令和3年度～令和7年度）
- ・教育指針（毎年更新）

3－4 高齢者の人権

【現状と課題】

我が国では、高齢者の3.6人に1人は認知症または予備軍という状況で、令和6年1月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策推進基本計画に沿って、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進しています。

本市では、令和7（2025）年4月末の本市の高齢者人口（65歳以上）は28,828人であり、総人口の30.8%を占めています。更なる高齢者人口の増加を見据え、「芦屋すこやか長寿プラン21」を策定し、『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とし、地域包括ケアシステムの整備を進めており、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられる社会の実現を目指しています。

特に、認知症の人やその家族等が地域生活を営むことができるよう、認知症施策の推進に取り組んでいます。平成28（2016）年に認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の人や認知症の疑いのある人、そのご家族に対し支援を行うとともに、認知症サポーター養成講座を実施し、小・中学生も含め幅広い年代に認知症に対する正しい理解の促進に努めています。

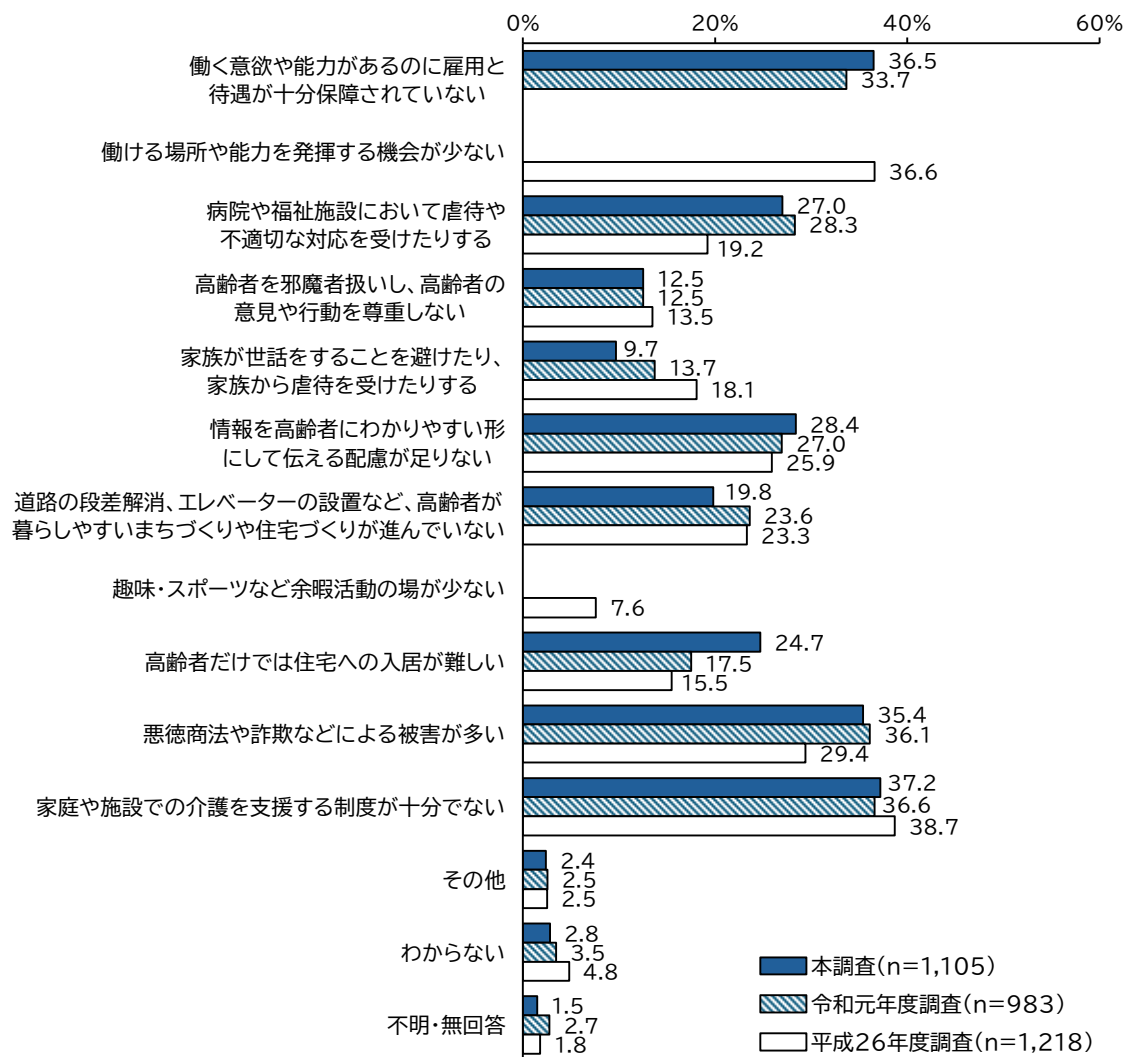
様々な施策の推進により高齢者福祉の増進が図られている一方で、高齢者に対する悪徳商法や詐欺の被害、養護者からの虐待の問題、また、働きたいという意欲に反して、高齢であることを理由に就労や社会参加の機会が奪われるなどの問題が生じています。

これらの問題解決のためには、様々な具体的取組の実施とともに、高齢者が豊かに生きる権利や尊厳が重んじられる社会の重要性について、広く市民に意識啓発をしていくことが必要です。

【市民意識調査の結果】

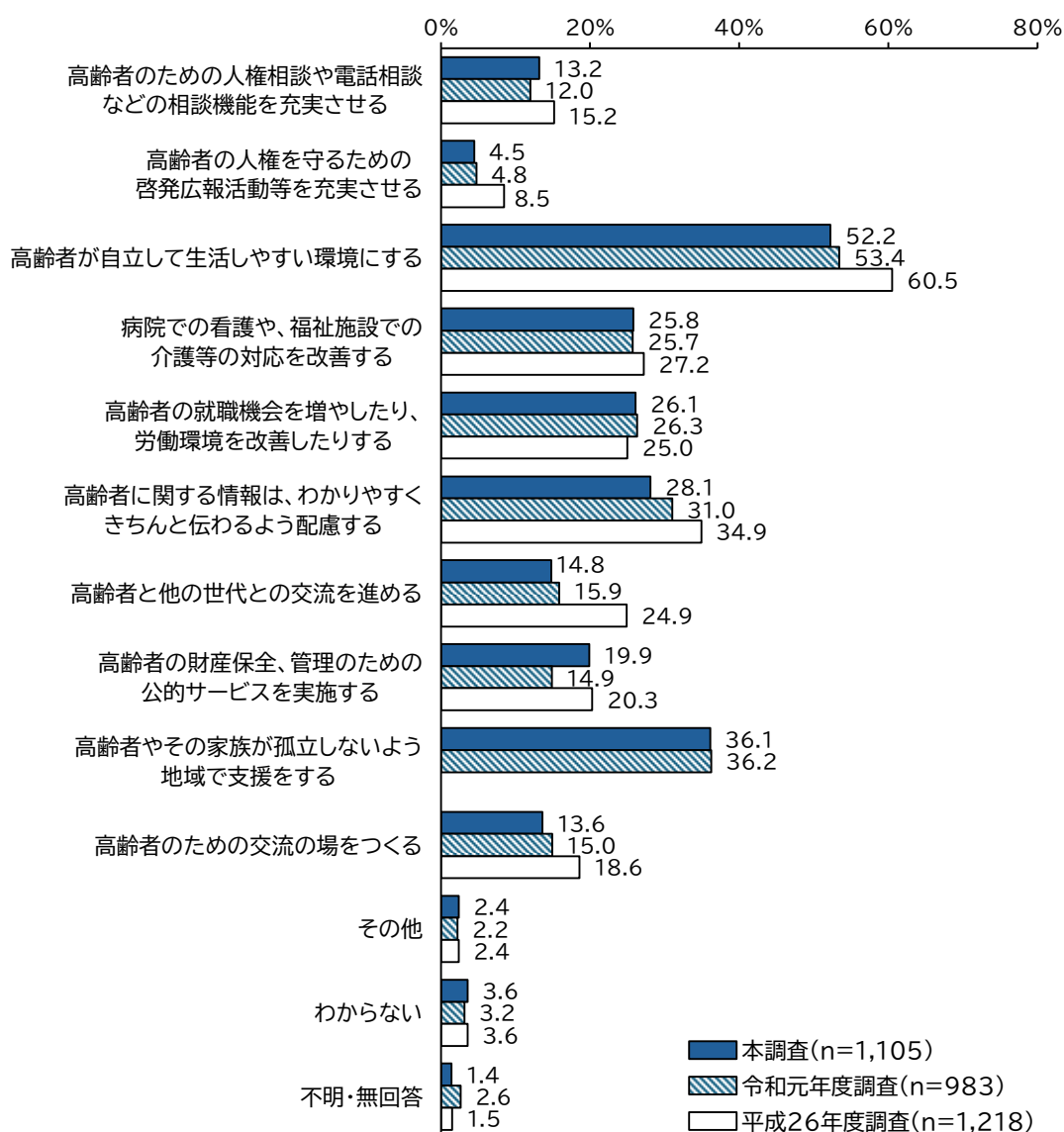
高齢者の人権に関する問題点は、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」(37.2%)、「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」(36.7%)、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」(36.5%)の順に割合が高くなっています。

高齢者の人権に関する問題点



高齢者の人権を守るために特に必要なことは、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」(52.2%)、「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」(36.1%)、「高齢者に関わる情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する」(28.1%)の順に割合が高くなっています。

高齢者の人権を守るために特に必要なこと



【方向性】

- 関係機関との連携を密にし、虐待や消費者被害の早期発見や詐欺の未然防止、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援センターや高齢者生活支援センター（地域包括支援センター）の相談窓口の周知と相談体制の充実に努めます。
- 高齢者生活支援センターをはじめ、社会福祉協議会、自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などとも連携し、高齢者を地域で見守り支援する体制づくりを進めます。
- 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画に基づき、認知症高齢者を支援する体制づくりに努めるとともに、認知症への理解を深めるための正しい知識の普及・啓発を進めます。
- 高齢者の自立と社会参加、就労の機会や環境を整えることの必要性について周知・啓発し、生きがいの増進に努めます。

【関連する条例・計画等】

- ・第4次地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）
- ・第10次芦屋すこやか長寿プラン21（令和6年度～令和8年度）

3-5 障がいのある人の人権

【現状と課題】

平成18(2006)年、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)は、障がいのある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。国内では、この条約締結に向けて、国内法の整備が進められました。

平成16(2004)年の障害者基本法改正では、基本理念に障がいのある人に対する差別の禁止が規定され、平成23(2011)年の改正では、目的規定、障がいのある人の定義の見直しに加え、合理的配慮の概念が盛り込まれました。

さらに、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の成立(平成24(2012)年)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の成立(平成25(2013)年)及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の改正(平成25(2013)年)など、法整備が行われ、障がいのある人の社会参加や自立支援の促進が図られてきました。また、障害者差別解消法は、令和6(2024)年に改正法が施行され、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されました。

本市においても、「障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち芦屋」の実現を目指し、障がい福祉に関する様々な施策を進めてきました。

しかし、今なお日常生活や社会生活を営む上で、障がいへの理解の不足や社会における様々な障壁が存在し、生活のしづらさや不安を抱えている現状があります。

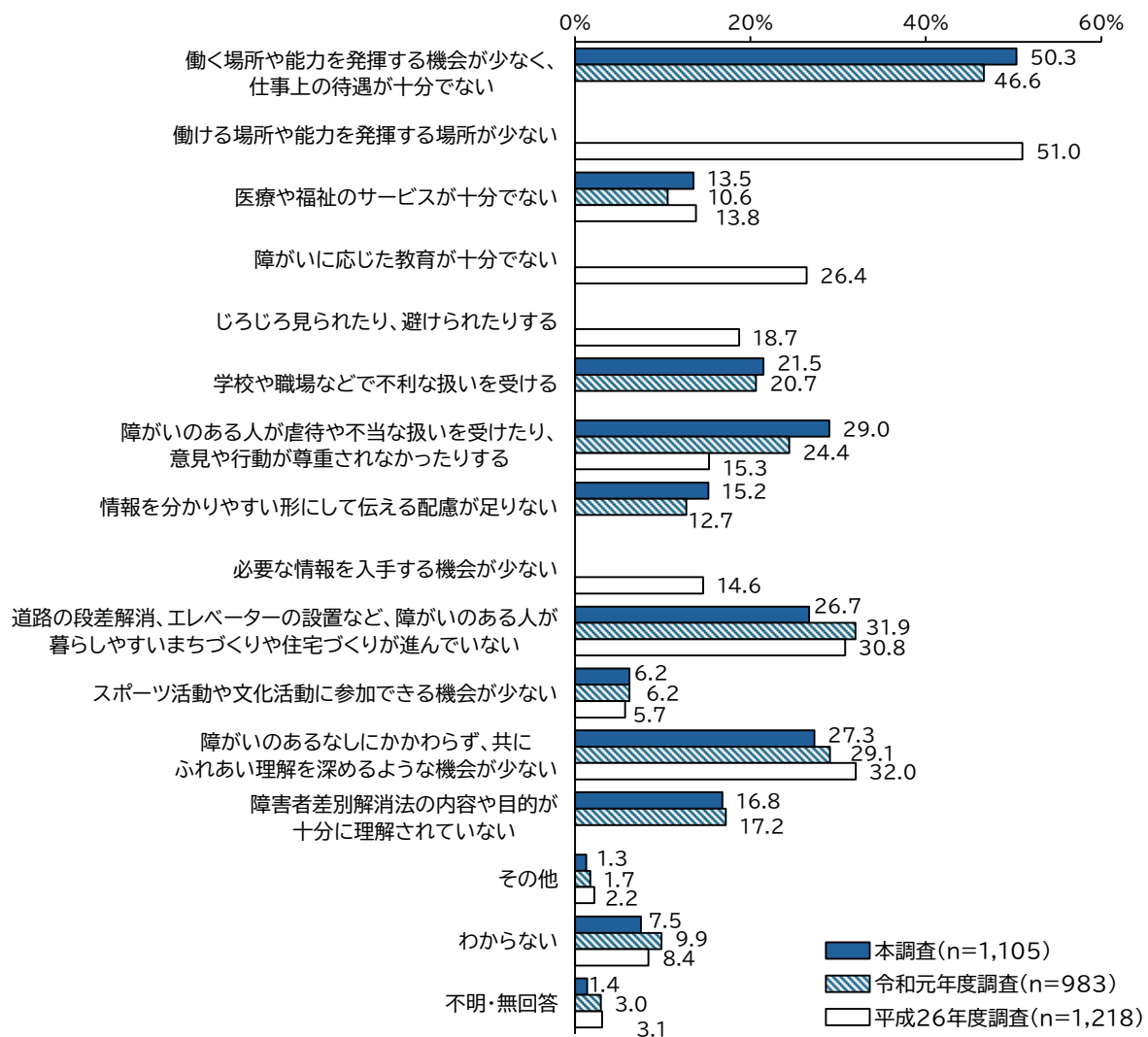
不当な差別的取り扱いを禁止し、「合理的配慮」を行うことなどを通じて、これを解消し、お互いの人格と個性を尊重し合う、差別のない共生社会を実現するため、令和2(2020)年9月に「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を制定しました。

また、令和3(2021)年1月から、合理的配慮提供支援助成事業として、市内に事業所をおく民間事業者が、障がいのある人に対して合理的配慮の提供を行なう場合に、その費用の一部を助成しています。

【市民意識調査の結果】

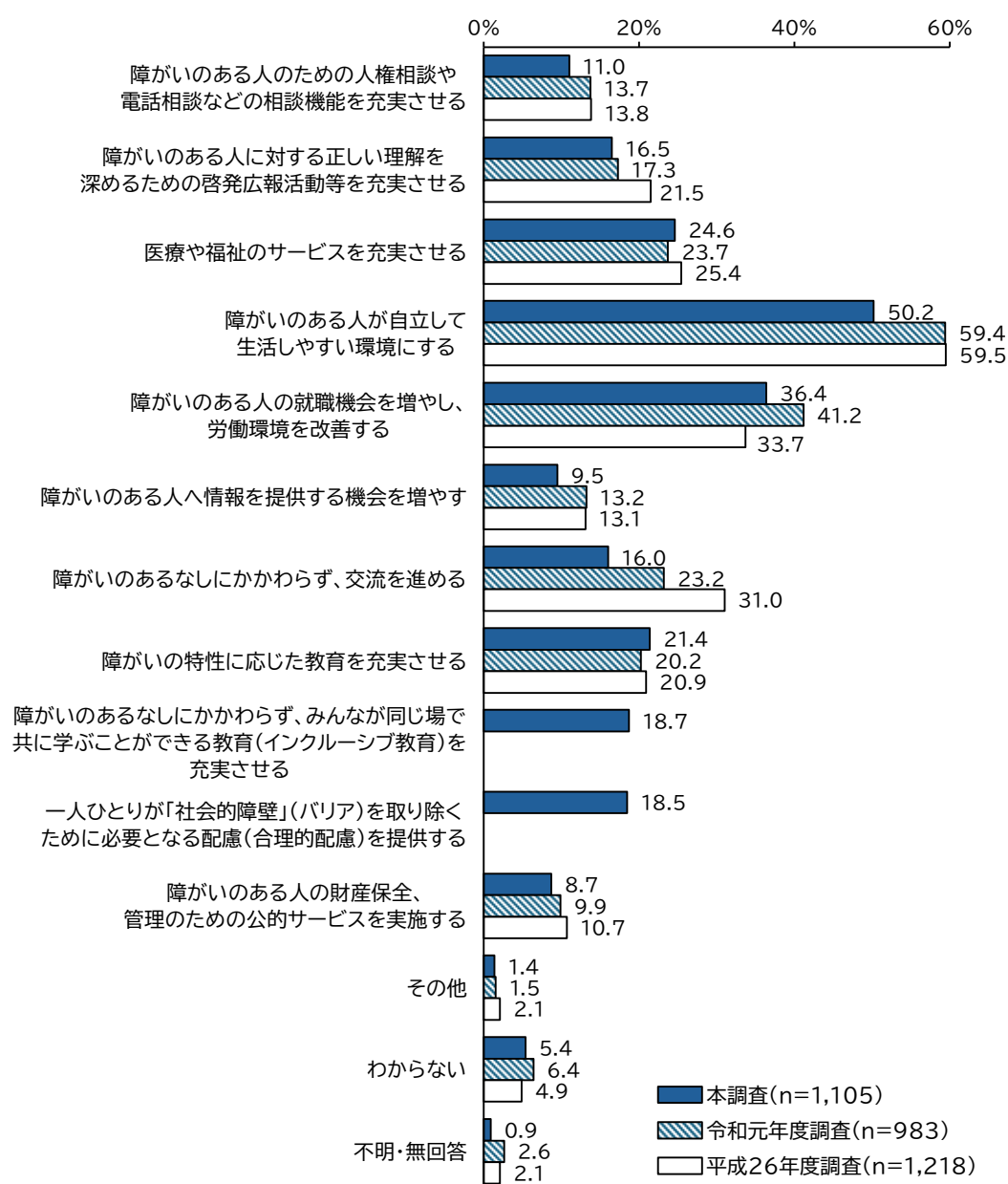
障がいのある人の人権に関する問題点は、「働く場所や機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」（50.3%）、「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかったりする」（29.0%）、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」（27.3%）の順に割合が高くなっています。

障がいのある人の人権に関する問題点



障がいのある人の人権を守るために特に必要なことは、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」(50.2%)、「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」(36.4%)、「医療や福祉のサービスを充実する」(24.6%)の順に割合が高くなっています。

障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと



【方向性】

- 「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を広く周知し、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別のない共生社会の実現を目指します。
- こどもの頃から障がいのある人に対する理解を深め、心のバリアフリー*を育む教育を進めます。
- 障がいのある人もない人も共に参加できる地域での交流活動などを通して、相互理解を進めます。
- 事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施します。
- 相談窓口の周知に努めるとともに相談体制の充実を図ります。

【関連する条例・計画等】

- ・心がつながる手話言語条例（平成 29 年度施行）
- ・障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（令和 2 年度施行）
- ・第 4 次地域福祉計画（令和 4 年度～令和 8 年度）
- ・障がい者（児）福祉計画第 7 次中期計画（令和 3 年度～令和 8 年度）
- ・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画（令和 6 年度～令和 8 年度）
- ・交通バリアフリー基本構想（平成 19 年度～）

3－6 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

同和問題（部落差別）は、日本固有の人権問題で、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、日本固有の重大な人権問題です。

昭和 40（1965）年に出された「同和对策審議会答申」では、同和問題について「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とし、この答申をもとに、国は昭和 44（1969）年以降 33 年間、3 度にわたり特別措置法*を制定し、生活環境の改善、職業の安定、教育環境の整備などが進められ、差別を再生産するような状況は大きく改善されました。

しかし、いまだ結婚や交際に関する差別、特定の個人や不特定者に対する誹謗中傷等の差別事象が起っています。また、インターネット上で特定の地区をいわゆる同和地区とする情報を流したり、書籍を販売しようとしたりするなど当該地区への居住の敬遠や心理面で差別を助長するような悪質な行為が起っています。

このような現状を踏まえ、平成 28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が成立しました。この法律では、部落差別の解消に関する施策は、「部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努める」ことによっ
て行わなければならないという基本理念とともに、国及び地方公共団体の責務、相談体制の充実や教育、啓発を図るよう努めることが定められました。

近年では、スマートフォンの普及等により、情報の拡散力が増大し、動画サイトを含めた SNS における人権侵害が問題となっています。

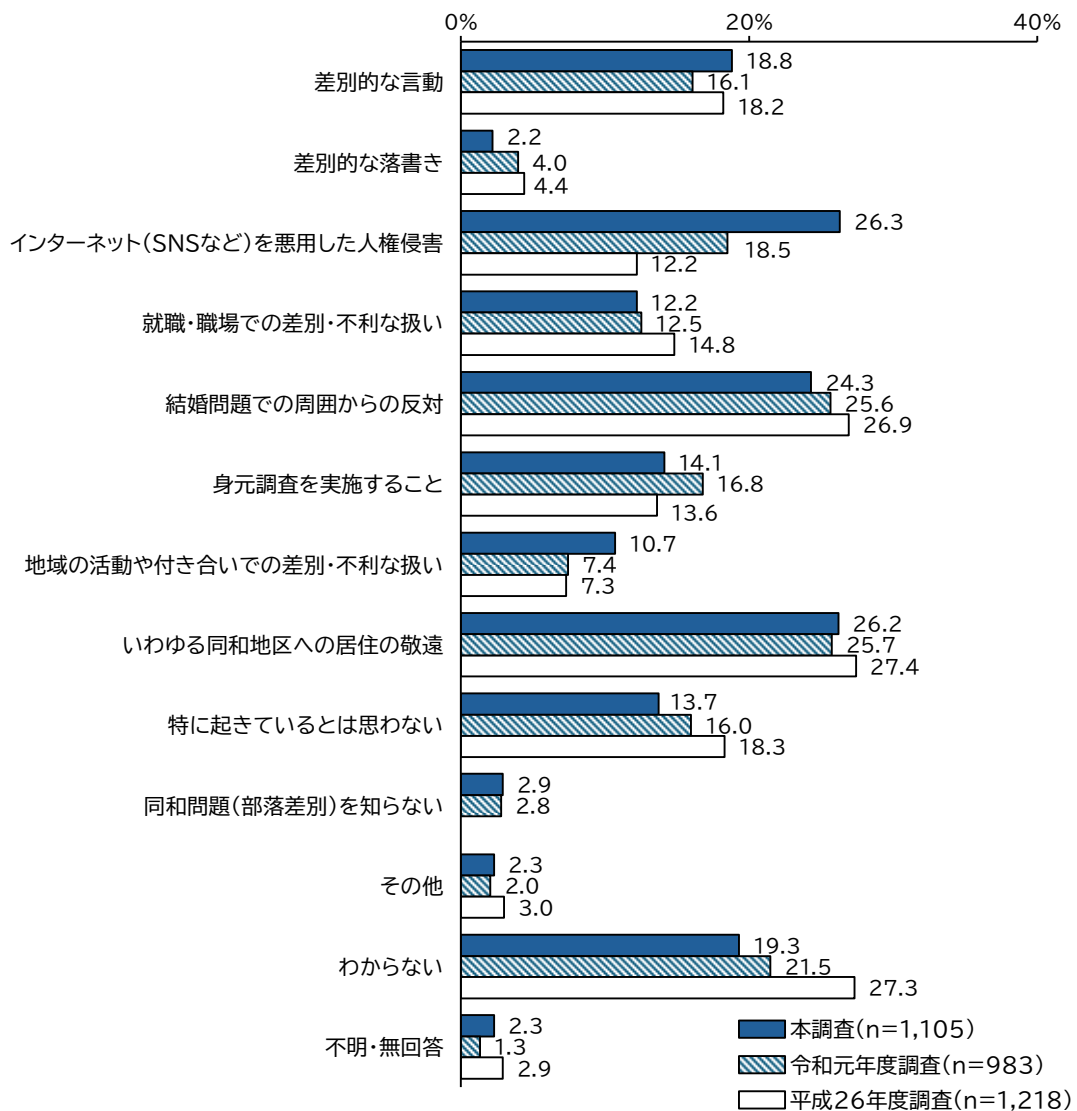
本市では、職員へのより良い教育・啓発に取り組みながら、兵庫県と連携してインターネット・モニタリングに取り組んでいます。

また、人権啓発や住民交流のための拠点施設である上宮川文化センターを中心に、講演会の開催や相談事業などに取り組んできました。芦屋市人権教育推進協議会とも連携し差別意識解消に向けた取組を続けています。

【市民意識調査の結果】

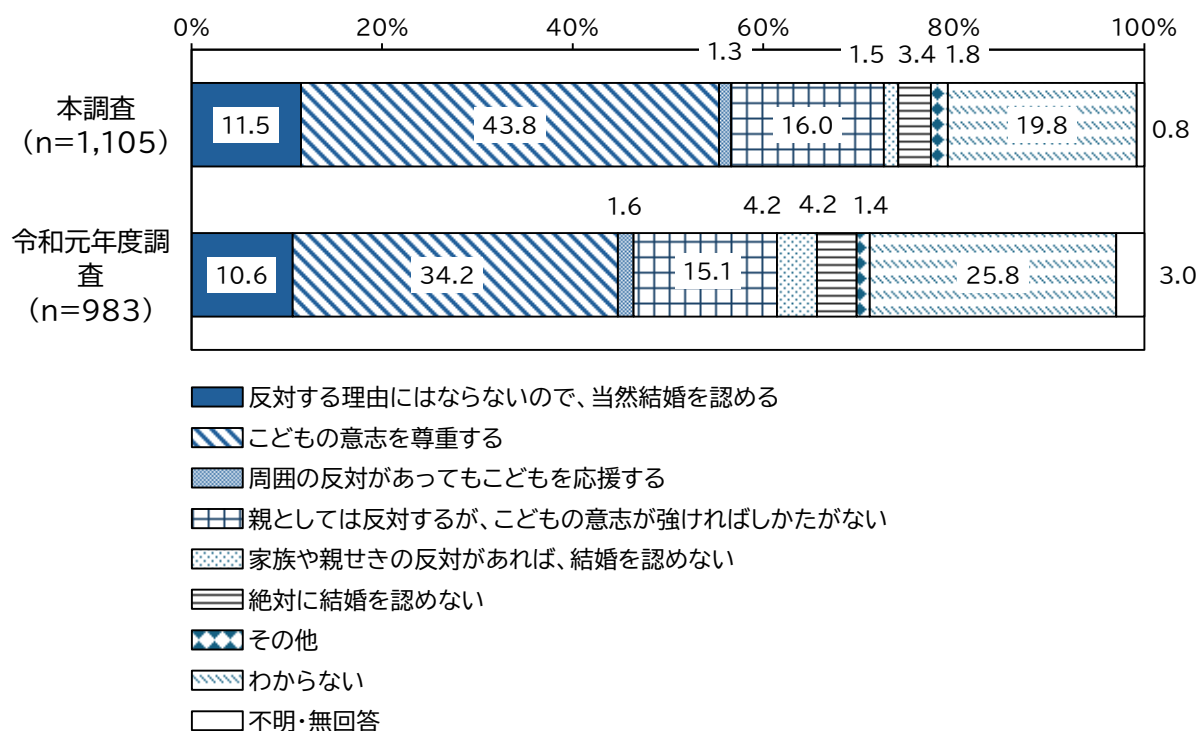
同和問題（部落差別）に関して起きている人権問題は、「インターネット（SNS など）を悪用した人権侵害」（26.3%）、「いわゆる同和地区への居住の敬遠」（26.2%）、「結婚問題での周囲からの反対」（24.3%）の順に割合が高くなっています。

同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題



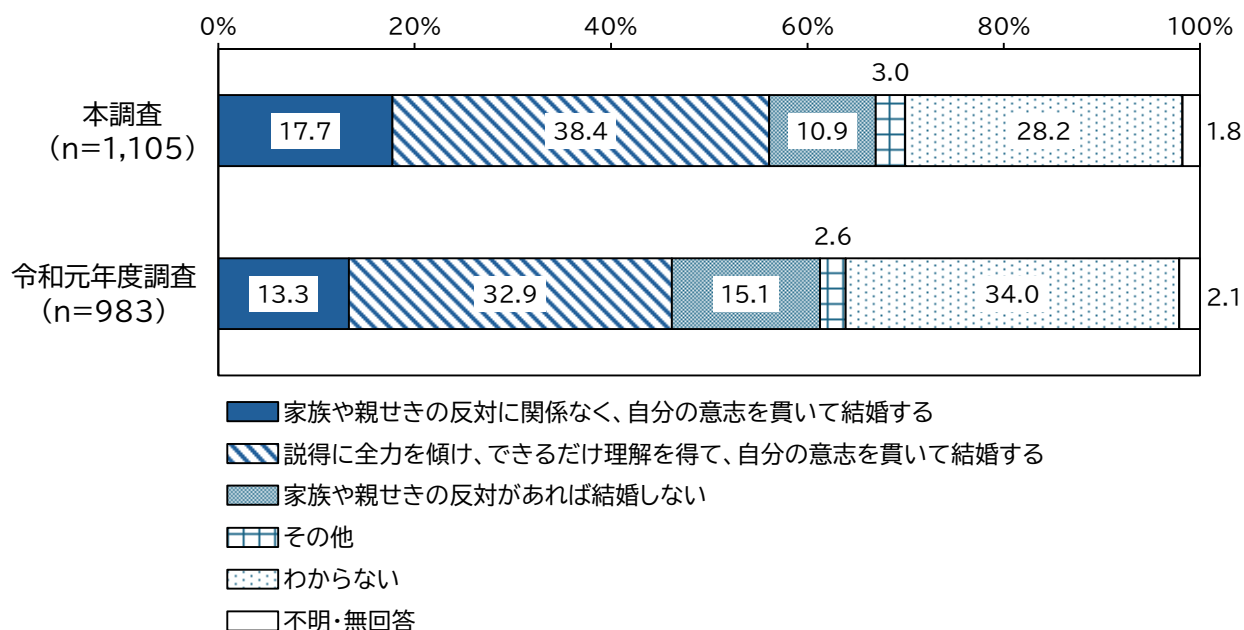
こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応は、「こどもの意志を尊重する」(43.8%)、「わからない」(19.8%)、「親としては反対するが、こどもの意志が強ければしかたがない」(16.0%)の順に割合が高くなっています。

こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応



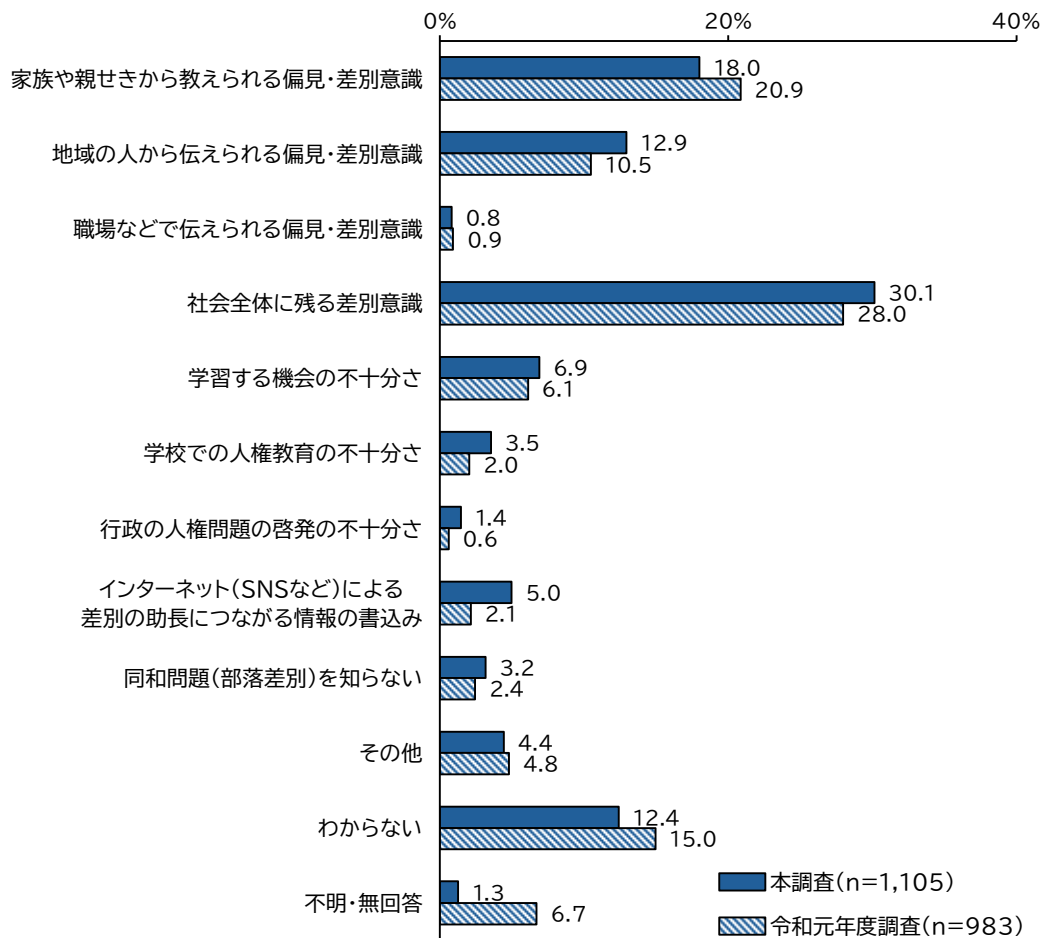
同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応は、「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」(38.4%)、「わからない」(28.2%)、「家族や親戚の反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」(17.7%)の順に割合が高くなっています。

同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応



同和問題（部落差別）が生じる原因や背景は、「社会全体に残る差別意識」（30.1%）、「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」（18.0%）、「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」（12.9%）の順に割合が高くなっています。

同和問題(部落差別)が生じる原因や背景



【方向性】

- 偏見や差別意識の解消に向けて、市民・職員ともに同和問題（部落差別）に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動を進めます。
- 学校教育においては、これまでの取組の成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。
- 人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターを中心に、地域での相談事業や人権学習、交流活動に取り組みます。
- 住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度*」の周知と適正な運用を行います。

3-7 国際的なルーツを持つ人の人権

【現状と課題】

国際化の進展に伴い、日本に入国する外国人が長期的に増える傾向にある中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、住宅への入居を拒否されたり、就労に関して不利な扱いを受けたりするなど、様々な人権問題が発生しています。また、国籍や特定の民族の人々を排斥する不当な差別的言動であるヘイトスピーチやヘイトスピーチを伴うデモ等が公然と行われるようになってきたことなどを踏まえ、平成 28（2016）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

国籍や民族の違いを越え、互いの違いを認め合って理解を深め、共に暮らす多文化共生の地域社会を作っていくことが重要です。

コロナ禍を経て日本に入国する外国人はさらに増え、定住化が進むことで外国人の抱える悩みも幅広くなってきています。

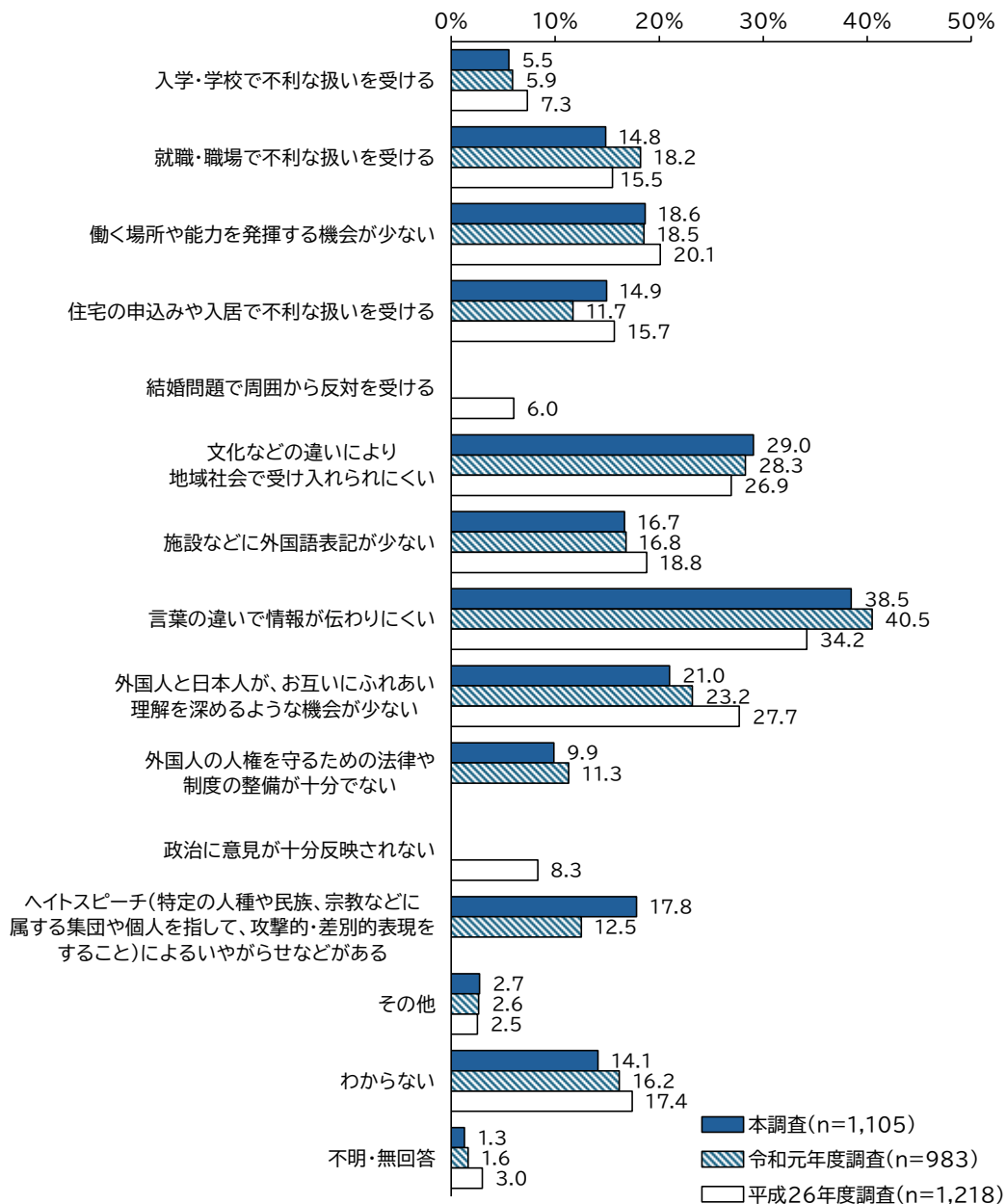
本市では、多言語相談窓口を設置し、生活の中のお困りごとをお聞きし、地域とのつながり、交流を深め、コミュニティ形成のきっかけづくりをお手伝いしています。また、外国人に向けての日本語教室や異文化交流のほか、広報紙などを 10 か国語で閲覧できるアプリを導入し、多言語による情報発信を行い、在住外国人の方へのサービス向上に努めています。

引き続き、互いの人権を尊重し合う社会の構築を図るため、ヘイトスピーチは許されないという意識を高めるための広報・啓発に取り組む必要があります。

【市民意識調査の結果】

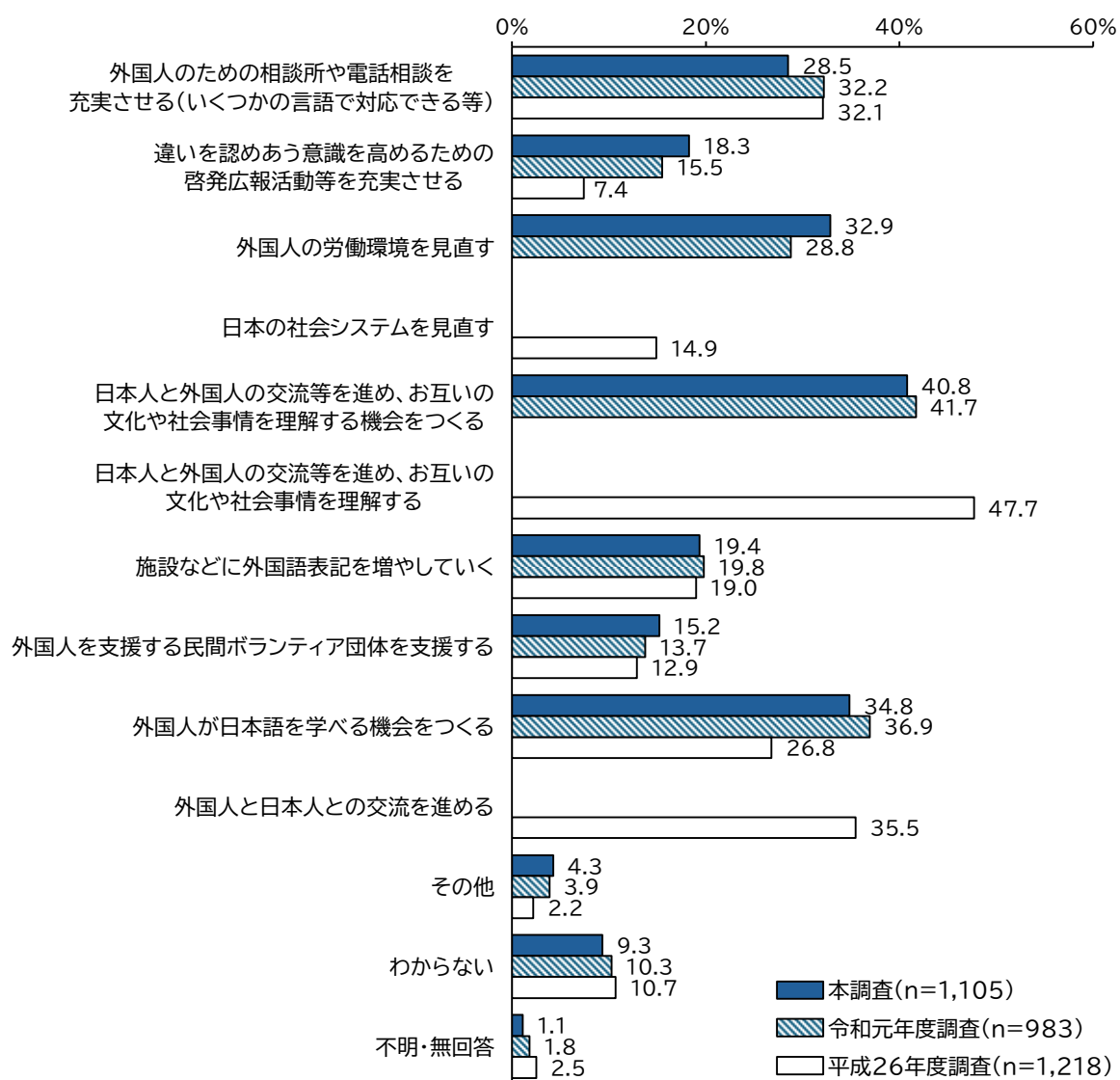
在住外国人の人権に関する問題点は、「言葉の違いで情報が伝わりにくい」(38.5%)、「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」(29.0%)、「外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない」(21.0%)の順に割合が高くなっています。

在住外国人の人権に関する問題点



在住外国人の人権を守るために特に必要なことは、「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」(40.8%)、「外国人が日本語を学べる機会をつくる」(34.8%)、「外国人の労働環境を見直す」(32.9%)の順に割合が高くなっています。

在住外国人の人権を守るために特に必要なこと



【方向性】

- 外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。
- ヘイトスピーチは、人権侵害であり、許されないものであるという認識を広めるための啓発を行います。
- こどもたちも含めた外国や外国人との交流を進めることなどにより、異文化に対する理解や関心を高め国際社会への視野を拓けます。
- 潮芦屋交流センターを拠点として、日本語教室や在住外国人への情報提供を通して多文化共生理解を深めます。
- 多言語による情報発信やさしい日本語の普及などを通して、日本語を話さない人にも理解しやすい情報提供に努めます。
- こどもたちが共に学び合う機会の充実を図り、お互いの違いを認め尊重する心や態度を育みます。
- 「芦屋市外国人児童生徒等にかかわる教育指針」を基に、各校の現状や課題の交流、先進的な取組についての情報共有を行い、日本語指導の環境を整えます。

3－8 性的マイノリティの人権

【現状と課題】

性的マイノリティ（性的少数者）の総称として用いられているLGBTQは、L：レズビアン（女性の同性愛者）、G：ゲイ（男性の同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と異なる性別で生きる人または生きたいと思う人）、Q：クィアまたはクエスチョニング（性的指向・性自認が定まらない人）の頭文字を取ったもので、LGBTQのほかにも様々なセクシュアリティ*があります。

性的マイノリティは、人口の3%～8%ぐらいと考えられています。

性的マイノリティは身近な存在ですが、無理解や偏見を恐れて家族・友人・職場の同僚などに伝えることができず、その存在に気付きにくいことから、周囲にはいないと考えたり、否定的なイメージを持ったりする人が少なからずおり、社会の理解が進んでいるとは言い難い現状です。

性的指向（どのような性別の人を好きになるか）や性自認（自分の性をどのように認識しているか）は、一人ひとり違っており、性的マイノリティだけを特別視するのではなく、すべての人に関連している問題であると認識することが大切です。

誰もが自分の性（セクシュアリティ）を尊重され、自分らしく生きることのできる社会を実現するために、性に関する正しい知識を身に付け、多様性に配慮した言動をすることが大切です。

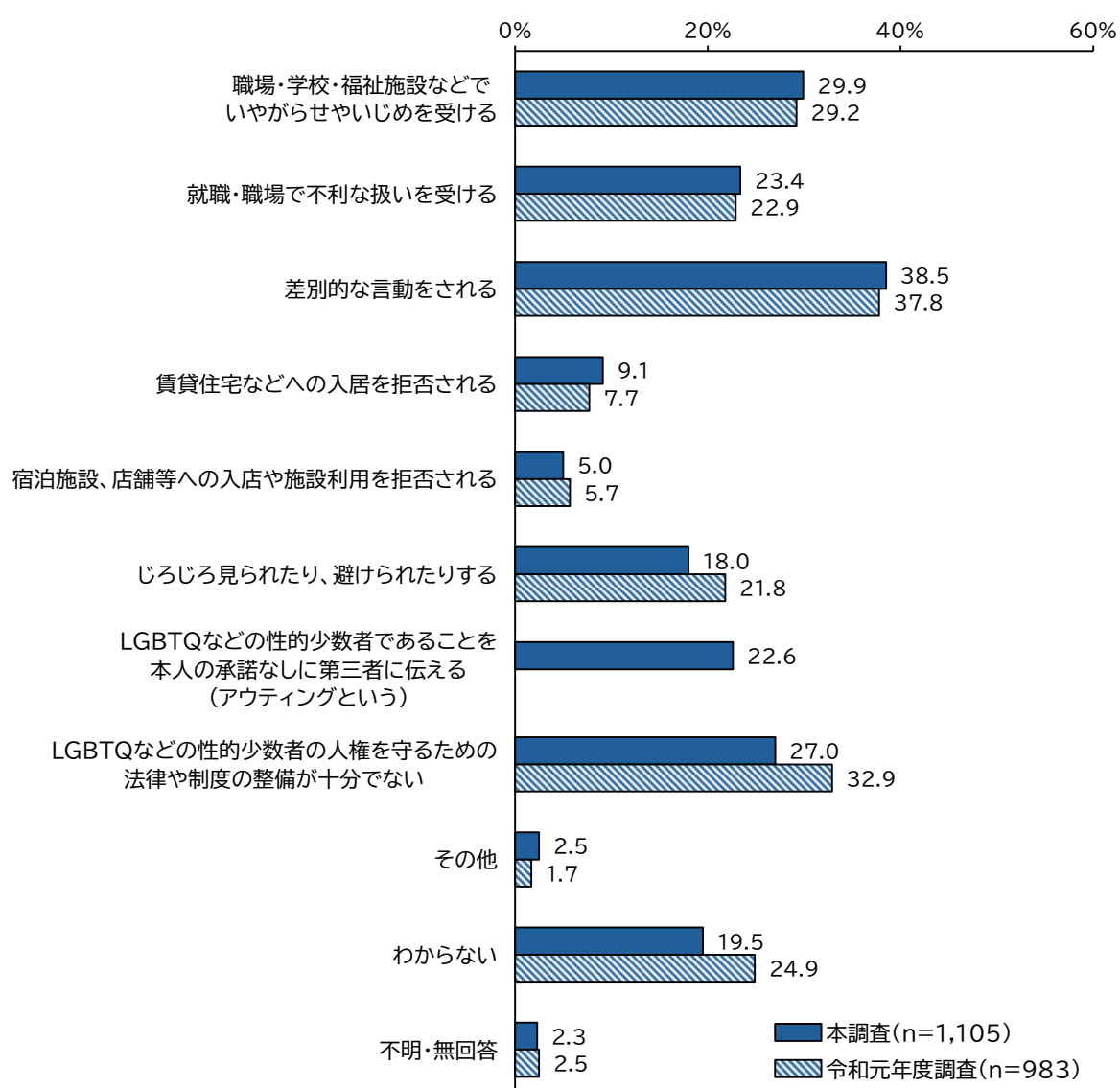
近年の法律関係の動きとしては、令和5年6月に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」が施行され、性的マイノリティに関する国の法律としては初めて成立したものであり、差別の解消に向けた第一歩となりました。

本市では、平成31（2019）年2月からLGBT電話相談の実施、令和2（2020）年5月に芦屋市パートナーシップ宣誓制度を開始し、令和5（2023）年には芦屋市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度へ拡充、令和6年（2024）年には芦屋市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の対象を拡充（戸籍上の性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティにかかわらず宣誓可能）するなど、性的マイノリティに対する社会の理解が進むよう取組を推進しています。

【市民意識調査の結果】

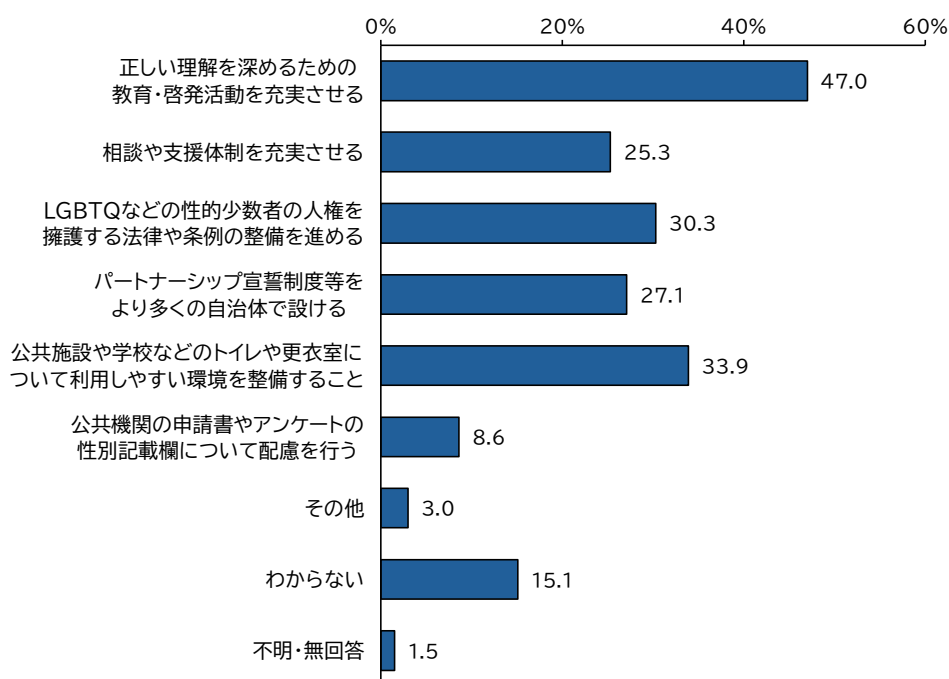
性的少数者（LGBTQ）の人権に関する問題点は、「差別的な言動をされる」（38.5%）、
「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」（29.9%）、
「LGBTQ などの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」（27.0%）の順に割合が高くなっています。

性的少数者(LGBTQ)の人権に関する問題点



LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なことは、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」（47.0%）、「公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること」（33.9%）、「LGBTQ などの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める」（30.3%）の順に割合が高くなっています。

性的少数者(LGBTQ)の人権問題を解決するために特に必要なこと



【方向性】

- 誰もが自分の性（セクシュアリティ）を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるため、性の多様性など性に対する正しい知識や理解が深まるよう教育・啓発を進めます。
- 性的マイノリティ当事者や家族、教職員などからの相談に対応するため、相談窓口の周知を図ります。

3－9 感染症患者などの人権

【現状と課題】

HIVとは、エイズを引き起こすウイルスのことです。このHIVによって身体の免疫力が破壊され、本来なら自分の力で抑えることのできる病気（日和見感染症）を発症するのがエイズです。HIVは感染力が弱く、感染経路は、性的接触、血液感染、母子感染の3つに限られます。握手をしたり、日用品を共用したり、プールやお風呂に一緒に入ったりするといった、日常生活の接触では感染しません。また、発症した場合でも、医療技術の進歩によってHIVの増殖を防いで感染症の進行を抑えることができるようになっていきます。

しかし、エイズ患者やHIV感染者への正しい知識や理解の不足から偏見や差別意識が残っています。

新型コロナウイルスによる感染症は、一般的には飛沫感染や接触感染により感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされていますが、マスクの着用や手洗い、手指の消毒などで感染リスクを減らすことができます。

新型コロナウイルスは世界中で急速に感染が広まり、人々に不安や恐れ of 感情をもたらしました。その不安や恐れから差別や偏見が生まれ、感染した人がインターネット上で誹謗中傷されたり、感染者と同じ職場や学校に通う人、感染者の治療に取り組む医療従事者やその家族等が出勤や施設等の利用を拒否されたりするといった人権侵害が社会問題となりました。

本市では、科学的に正しい情報や、偏見や差別の相談窓口に関する情報発信に努めています。

【方向性】

○各感染症についての正しい知識を普及させるとともに、偏見や差別に関する相談窓口に関する情報発信に努めます。

○学校教育において、感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。

3-10 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権

【現状と課題】

ハンセン病は、病原である「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力や発病力は非常に弱く、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。また、現在では有効な治療薬が存在し、万一発病しても早期治療によって後遺症は残りません。

しかし、かつて国において、すべての患者に療養所への入所を強制する隔離政策を採用し、国主導の下、都道府県において、患者を見つけ出して療養所に送り込む政策（「無らい県運動」）が行われたため、ハンセン病が恐ろしい感染症であるといった誤った認識を人々に与え、今なお病気や感染者に対する偏見や差別意識が残っています。

国は平成 20（2008）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（ハンセン病問題基本法）を制定し、差別や偏見の解消に取り組んでいます。

平成 13 年「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」においてハンセン病患者に対する国と損害賠償責任と認める判決が言い渡され、令和元年には「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の判決を受けた内閣総理大臣談話において、国のハンセン病患者・元患者のみならずその家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在し、患者・元患者及びその家族が強いられてきた苦痛と苦難に対し、深い反省とお詫びが示されました。

感染者及びその家族や周囲の人に対する差別や偏見をなくすためには、感染症に関する正しい知識の普及・浸透によって一人ひとりの冷静な行動を促すことが重要です。

本市では、ハンセン病に関する不適切な対応事案を二度と起こさないよう、職員への教育及び啓発を進めています。

【方向性】

○ハンセン病についての正しい知識を普及するとともに、ハンセン病を正しく理解する週間などを中心に、啓発を進めます。

○学校教育において、感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。

3-11 犯罪被害者などの人権

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、生命を奪われる、身体を傷つけられる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けた経験を持ちます。それだけでなく、被害に遭ったことによる精神的な苦痛や身体の不調、捜査や裁判の過程での精神的・時間的負担、あるいは周囲の人々のうわさや中傷、マスメディアの報道等によるプライバシーの侵害など、被害後に生じる二次的被害といわれる問題にも苦しめられる場合があります。被害者及びその家族には好奇の目を向けることや心ないうわさをすることなく、その立場に寄り添って人権を尊重し、再び平穏な生活が送れるよう生活全般にわたる必要な支援を行うことが重要です。

最近では、社会的な認識も高まり、警察や関係機関・団体等による支援活動が進められており、平成 16（2004）年には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする「犯罪被害者等基本法」が成立しました。また、平成 28（2016）年の「第3次犯罪被害者等基本計画」では、自ら声を上げることが困難な性犯罪や児童虐待等の被害者に対する適切な支援についても基本方針と具体的施策が明記されました。加えて、自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が被害に遭ったこと等により、その心身に悪影響を受けるおそれがあることも等に対する適切な支援についても基本方針に明記されました。

本市においても、平成 28（2016）年に「犯罪被害者等支援条例」を制定し、また兵庫県においても令和 5（2023）年に「犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例」が制定されたことに伴い、犯罪被害者等の方々が必要とする施策を総合的に推進しています。関係機関と連携し被害の早期の軽減及び回復を図り、平穏な日常生活を営むための支援を行っています。

【方向性】

○犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、犯罪被害者等の支援制度の周知に努めます。

【関連する条例・計画等】

- ・犯罪被害者等支援条例（平成 28 年度～）

3－12 刑を終えて出所した人などの人権

【現状と課題】

刑期を終えて社会に復帰する人は、更生への意欲を持ちながらも、社会的偏見や差別に起因する排除と住居や就労などの生活基盤の不安定さといった困難に直面し、生活再建が遅れる場合があります。

この結果、地域社会に居場所を持たず再び犯罪を重ねてしまう「負のサイクル」に陥るなど、更生と社会復帰を目指す人たちにとって厳しい環境があります。また、その家族や親族が差別的な扱いを受けることもあります。

出所した人が、再び犯罪に至ることなく社会の一員として自立した生活を送るためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会など、周囲の理解と協力が不可欠です。

【方向性】

○出所者の人権保護と円滑な社会復帰を促進し、立ち直りを見守り支える地域社会の実現に向けて、関係機関との連携による「社会を明るくする運動」を通じて更生への理解を深める啓発活動に取り組みます。

3-13 その他の人権課題

3-1 から3-12 に掲げた人権課題以外にも、社会には様々な人権課題があります。

◇ひとり親家庭等に関する問題

市民意識調査結果によると、関心のある人権課題として「母子家庭や父子家庭に関する問題」や「結婚していない母親やそのこどもに関する問題」は増加傾向にあります。ひとり親家庭等への偏見により親子があらぬ噂をされたり、就職や結婚、入居等で差別を受けたりすることがないように、家族の多様性が尊重される社会の実現に向けて啓発に取り組みます。

また、ひとり親家庭のうち特に母子家庭は、経済的に困難な状況に陥りやすい状況にあり、必要な支援が受けられるよう様々な支援制度及び適切な相談窓口の周知に努めます。

◇北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

国民の生命と安全に関わる重大な問題として、1970年代～1980年代にかけて多発した北朝鮮による日本人拉致があげられます。現在、17名が拉致被害者として政府により認定されており、そのうち5名の被害者が帰国しましたが、残された被害者の帰国は今なお実現しておらず、北朝鮮による基本的人権の侵害という重大な問題は未解決のままです。平成18（2006）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（北朝鮮人権法）が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とし啓発を行うなど、拉致問題に対する国民の認識を深める取り組みを推進し、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国の実現を目指しています。本市においても、この問題について、関心と認識を深めていく啓発を推進します。

◇アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、日本における少数民族として、独自の言語と豊かな文化を持っています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策*によって、就職や結婚などにおける偏見や差別を受けてきました。平成9（1997）年には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定され、アイヌの人々の人権を擁護する政策が推進されてきました。平成31（2019）年には、アイヌ文化振興法に代わる「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ民族支援法）が成立し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指しています。本市においても、国と協力し、啓発に努めます。

◇労働者等の人権

市民意識調査結果によると、働く人の人権に関する問題点について、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」（27.1%）、「長時間労働が常態化して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てない」（25.6%）、「休暇制度があっても取れないような実態がある」（16.6%）の順に割合が高くなっています。

長時間労働など雇用・就業に関する問題も含め、適切な相談窓口の周知に努めます。

◇ハラスメントによる人権侵害

市民意識調査結果によると、受けた人権侵害として「パワー・ハラスメント（パワハラ：職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」の割合が最も高くなっています。パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、モラル・ハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*などのハラスメントは、個人の尊厳や人格を傷つける人権の侵害にかかわる許されない行為であることから、正しい理解と認識を深めるための啓発に取り組めます。

◇ゲノム情報（遺伝情報）に関する差別や偏見

個人の遺伝情報に基づき、個々人の体質や病状に適した、より効果的・効率的な疾患の診断、治療、予防が可能となる「ゲノム医療」の実現が、様々な診療領域で広がっており、病状に適した治療法の選択や迅速な判断の実現などにつながっています。その中で、ゲノム情報（遺伝情報）に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害が発生するおそれがあります。ゲノム情報（遺伝情報）に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

第4章 それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性

人権教育・人権啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが発達段階に応じながら、人権尊重の理念について理解を深め、家庭、学校、地域などの日常生活の場において、人権尊重の意識がその態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けることが重要です。

4－1 家庭

【現状と課題】

家庭は、豊かな人権感覚を育み、自己と他者の尊厳について学ぶ原点といえます。しかし、近年の少子化、核家族化、地域におけるつながりの希薄化などにより、子育ての孤立などから、家庭の中においてDVや児童虐待の人権侵害が深刻化しています。

また、家庭における固定的な性別役割分担意識により、いまだ家事や育児、介護の家庭的責任の多くを女性が担っている現実があります。

家庭が家族の誰にとってもあたたかく安らげる居場所であるためには、こどもも大人も一人ひとりが異なる人格を持つ尊い存在であり、家族であっても等しく人権が尊重されるべきであることを認識し、お互いに思いやりを持って接することが大切です。

また、次世代を担うこどもたちに固定的な性別役割分担意識を継承することのないよう家事や育児、介護についてパートナーが互いに協力し取り組むことが重要です。

【方向性】

○家族が共に人権について学ぶ機会の充実を図るとともに、こどもや高齢者などの人権擁護、家庭における男女共同参画の意義などの教育・啓発を推進します。

○子育てに悩み、また情報を求める保護者や介護に悩む人などに対する相談・支援体制の充実を図ります。

4－2 学校等

【現状と課題】

こどもは、学校等における様々な学習や体験を通じて、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることを学びます。人権尊重の大切さを学ぶ学校において、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、本市では平成 30（2018）年に「いじめ防止基本方針」（平成 26（2014）年策定）を改定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制の整備に取り組んできました。

市民意識調査結果によると、人権を侵害された経験がある人（28.6％）のうち、「学校でのいじめや体罰」と回答した人は 17.4％で、そのうち 10 歳代が 50.0％、20 歳代が 27.6％となっています。令和元（2019）年度の調査と比較すると 20 代は減少している一方で 10 代は増加しており^注、引き続きいじめ防止対策に取り組んでいきます。

「第 5 次芦屋市総合計画後期基本計画」では、「こどもや若者の健全な成長を支えること」、「就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えること」を基本施策として、こどもたち一人ひとりが安心して過ごせるよう、登校しづらい児童生徒や日本語支援を要する児童生徒への支援体制の整備を進めていくこととしています。

注 令和元年度調査では「学校でのいじめや体罰」と回答した 10 歳代は 25.0％、20 歳代は 42.9％。

【方向性】

- こどもたちの発達段階に配慮しつつ、人権尊重の心と態度を育む教育を充実します。
- PTA での人権学習会実施など、保護者に対する働きかけを行います。
- 家庭や地域社会と連携して、また校種間の連携によってこどもたちを見守るとともに、いじめ・不登校などの早期発見・早期対応を図ります。
- 幼児・児童・生徒と、障がいのある人、高齢者、外国人などとの交流を積極的に行い、一人ひとりを大切にすることや多様性への理解を促す機会を充実します。
- 教職員の人権研修を充実します。

4 - 3 地域

【現状と課題】

高齢化や人口減少が進み、日々の暮らしの中で人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築し、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い、時に支え合うことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会にしていくことが求められています。

このような社会を実現するためには、差別や排除のない明るい地域社会を作っていくことが不可欠です。しかし、市民意識調査結果によると、人権を侵害された経験がある人（28.6%）のうち、「地域での暴力・脅迫・無理じい・仲間はすれ」と回答した人は8.9%となっており、令和元年度調査（6.4%）より増加しており、誰にとっても安全に安心して暮らせる地域社会とは言えない現状が続いています。

地域は、日常生活や地域活動を通じて様々な人権課題についての理解を深め、実践していく場です。地域における身近な生活課題を「我が事」として受け止め助け合い、支え合う共生の心を育むとともに、地域に暮らす人々の多様性を理解し、差別や偏見により排除することなく誰もが個性や能力を発揮して主体的に参画できる地域共生社会を築いていくことが大切です。

【方向性】

- 社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を通して、学習・啓発の機会を充実します。
- 出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の共生力を高めます。
- 地域での行事・イベントなどを活用した啓発を推進します。

4 - 4 事業所

【現状と課題】

企業や各種団体などの事業所は、社会の一員として地球環境や人権に配慮する責任を負うとともに社会貢献活動への期待を担う存在です。また、従業者に対する経済的責任を有するとともに、就業条件や就業環境において人権尊重が反映されなければなりません。しかし、市民意識調査結果によると、人権を侵害された経験がある人（28.6%）のうち、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」と回答した人が44.0%となっており、令和元年度調査（44.3%）より減少しています。

近年、日本経済の持続的成長にとってダイバーシティ経営*が不可欠となっており、性別、性的指向、性自認、年齢、出身地、障がいの有無、国籍の違いを超えて様々な人が企業や各種団体などの事業所の仕事に従事しています。また、ライフスタイルの多様化にともない、一人ひとりが希望する働き方も多様化しており、より柔軟な働き方が求められています。

そのためには企業等の事業所においては、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進、多様性を尊重した人材の採用、評価の公正や機会均等の確保を図っていく必要があります。また、様々な背景や価値観を持つ人々が共に安心して働くためには、差別や偏見の発生を防ぐ必要があり、法令順守のもと、ハラスメント防止の取組などについて、積極的に従業者等の研修などに努めることが大切です。

【方向性】

- 経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。
- 研修会の開催など人権教育・啓発への参加を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。

第5章 市職員等への教育・啓発

5-1 職員の意識向上

【現状と課題】

豊かな人権文化*を育む市政を推進するためには、すべての職員が自らの職務に止まらず、自身の生活などすべての場面において人権について関心を持つ姿勢を常とし、そのことから豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立って自らの職務に取り組むことが大切です。

平成28（2016）年度から職員の人権意識の向上を図ることを目的に、各職場に人権リーダーを設置し、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組んでいます。今後は、人権侵害の場に居合わせた際においても適切な対応ができるよう取組を進めていきます。

また、人権についての職員意識調査結果において、人権を侵害された経験がある人（32.2%）のうち、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」が56.5%で最も高く、令和元年度調査と比較して5.6ポイント高くなっています。

本市で発生したパワー・ハラスメント事案を受け、ハラスメントのない働きやすい職場づくりのため、職場の実態を把握する目的で「職員ハラスメント実態把握調査」を実施しました。その結果を受けて、トップや幹部職員の意識改革、ハラスメント研修の受講率や制度の認知度を高めるための取組を進めています。

ハラスメント行為は、重大な人権侵害であり、職員の尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招くだけでなく市民サービスの低下にもつながります。再発防止を図るためには、各部署における職員間のコミュニケーションを増やし、信頼関係を構築することで、明るく働きやすい職場環境をつくっていく必要があります。

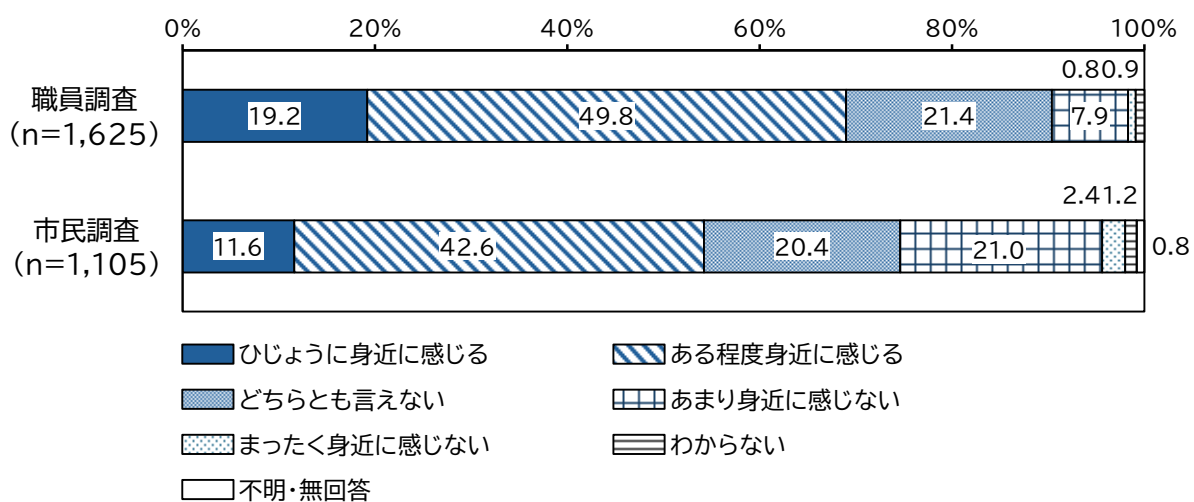
【職員に対する意識調査結果】

「芦屋市人権についての職員意識調査」の概要

- ・調査対象：2,108 人（市職員 1,725 人 教職員 383 人）
- ・調査期間：令和6年9月2日から令和6年9月27日まで
- ・回収率：77.1%

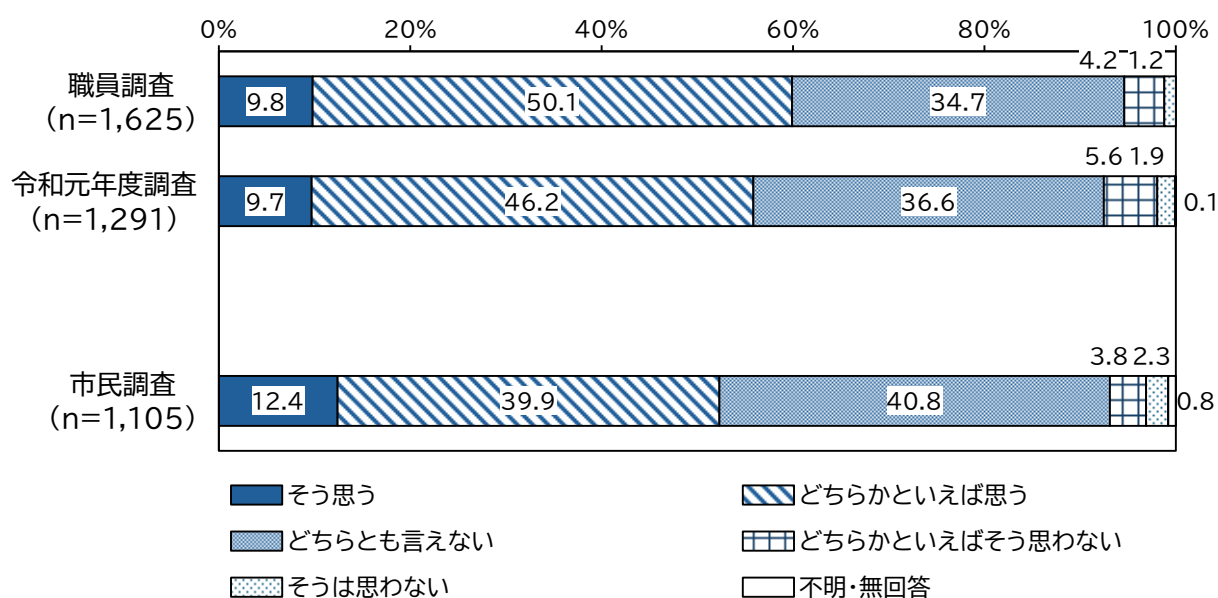
人権を身近に感じる程度

人権を身近に感じる程度については、「ある程度身近に感じる」が49.8%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が21.4%、「ひじょうに身近に感じる」が19.2%と続いており、『身近に感じる』（「ひじょうに身近に感じる」と「ある程度身近に感じる」の合計）は69.0%となっています。



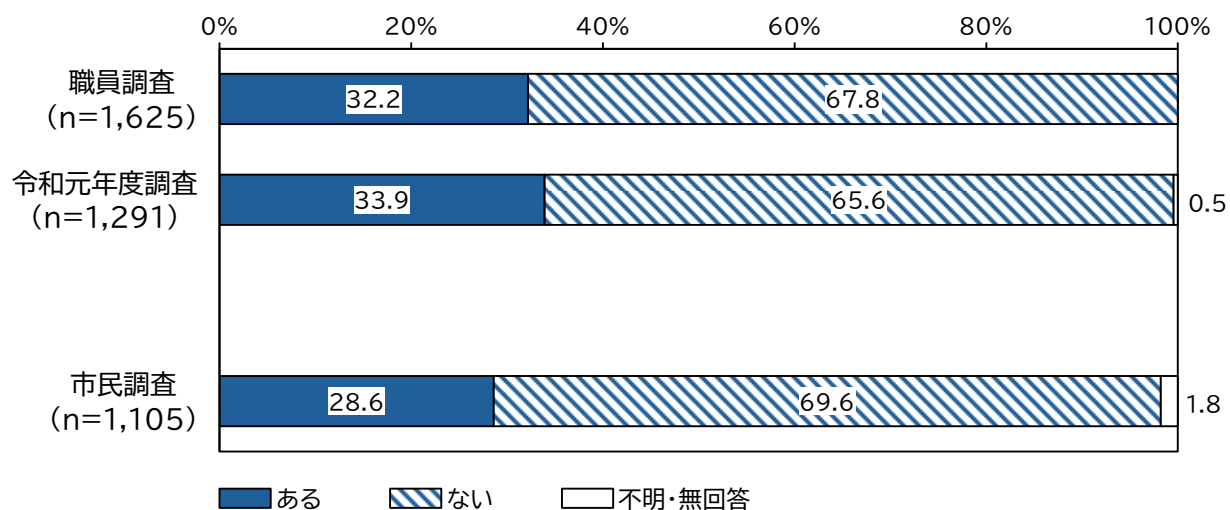
芦屋市では人権が尊重されているか

芦屋市では人権が尊重されているかについては、「どちらかといえばそう思う」が50.1%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が34.7%、「そう思う」が9.8%と続いており、『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計）は59.9%となっています。



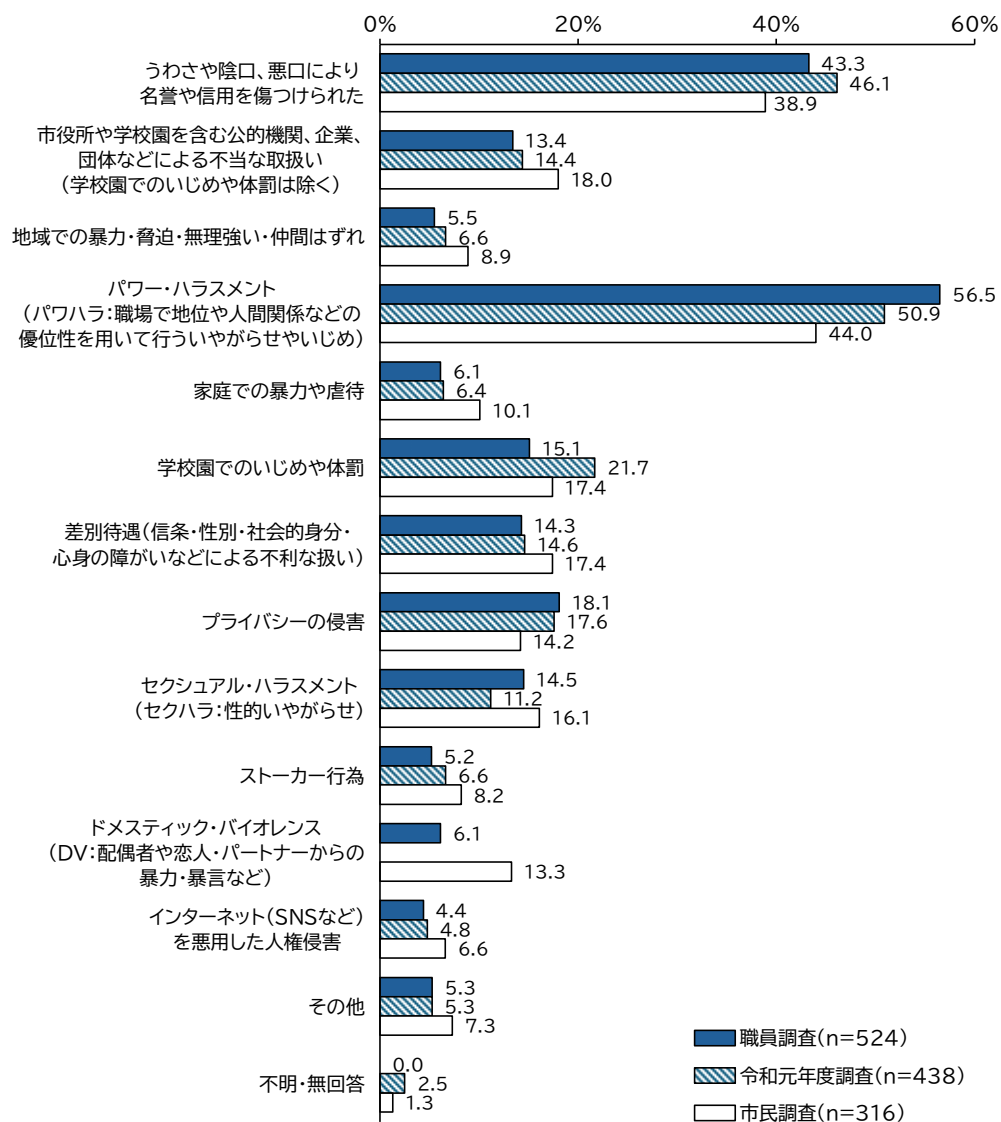
人権を侵害された経験

人権を侵害された経験については、「ない」が67.8%、「ある」が32.2%となっています。



受けた人権侵害の内容

受けた人権侵害の内容については、「パワー・ハラスメント（職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）」（56.5%）、「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」（43.3%）、「プライバシーの侵害」（18.1%）の順に割合が高くなっています。



【方向性】

- 新入職員から幹部職員にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じ人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。
- 管理職は高い人権感覚を習得するとともに、所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。
- 「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントに対する理解を深める研修を実施するとともに、職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる体制の充実に努め、制度や相談窓口の周知に努めます。

5－2 特定事業従事者の意識向上

【現状と課題】

教職員、福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員などは、その業務を通じ、健康状態や生活実態など市民のプライバシーに触れる機会が多く、また人としての尊厳を十分に尊重すべき立場にあることから、より一層人権に対する配慮が求められます。

【方向性】

- 教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。
- 福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します。

第6章 本指針の総合的効果的な推進

6－1 事業計画の策定と評価

人権教育・人権啓発に関する具体的な施策については、進行管理調書を作成し、各施策に対する目標を定め、進行管理と事業評価を行うことにより、次年度の事業計画を策定します。

また、事業評価の基準や方法については「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」に諮ります。

6－2 推進体制の充実

市長を本部長とする「芦屋市人権教育・人権啓発推進本部」において、人権教育・啓発の総合的・計画的推進を図るための総合調整を行い、各部署においては、本指針に掲げた人権課題の方向性に沿って施策を進めていきます。近年、人権課題は多様化・複雑化・巧妙化していることから、県や他市等との連絡調整や庁内外での人権教育・人権啓発に係る情報共有を図るとともに相互の連携を強化します。

6－3 市民・職員意識調査の実施

定期的に「人権についての市民意識調査」、「人権についての職員意識調査」を実施し、市民の方や職員が人権課題に対してどのような認識を持っているのかを把握し、施策の推進や指針の改定の際の参考とします。

6－4 指針の期間と見直し

この総合指針の期間を、令和8（2026）年度から令和12（2031）年度の5年間とします。なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化に対応して、必要に応じて内容を見直すものとします。

用語解説

(見出し語の後のカッコ内数字は初出ページ)

成年後見制度(4)

精神上の障がい（知的障がい、精神障がい、認知症など）により判断能力が十分でない人が不利益をこうむらないよう、本人の行為の代理または行為を補助する人を家庭裁判所が選任する制度。

ユニバーサルデザイン(7)

文化・言語・国籍の違い、性別や年齢の違い、障がいの有無などに関わらずだれもが利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

セクシュアル・ハラスメント(18)

性的な言動により、相手方の生活環境を害すること、または性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

ドメスティック・バイオレンス(DV)(18)

親密な関係にある、またはあった配偶者やパートナーなどの間での身体的・精神的・性的・経済的な暴力のこと。

デートDV(18)

恋人同士や交際中のカップルなどの間で起こる暴力で、相手に対して力を持ち、支配しようとする行為のこと。

ワーク・ライフ・バランス(21)

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。仕事と生活の調和。

ヤングケアラー(23)

本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満のこどものこと。

バリアフリー(34)

高齢者、障がい者の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。一般的には建物の段差等の「物理的なバリア」を指すことが多いが、「制度的なバリア」「文化・情報面でのバリア」「意識上のバリア」等がある。

特別措置法(35)

同和問題（部落差別）解決のため、昭和 44（1969）年以降 33 年間、3 度にわたり制定された特別措置法。同和対策事業特別措置法（同対法）（昭和 44（1969）年～57（1982）年）、地域改善対策特別措置法（地対法）（昭和 57（1982）年～62（1987）年）、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）（昭和 62（1987）年～平成 14（2002）年）。

本人通知制度(38)

本人等の代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を交付した場合に、事前に登録された方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために住民票や戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑止し、人権擁護につながることを目的としている。本市では、平成 26（2014）年 7 月から導入。

セクシュアリティ(43)

「生物学的（Sex）」、「社会的・文化的性（Gender）」、「性自認（Gender Identity）」、「性的指向（Sexual Orientation）」、「性表現（Gender Expression）」など性的なあり方に関わることを全般を指す。

世界エイズデー(47)

昭和 63（1988）年に、世界保健機関（WHO）は 12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、この日に世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。

同化政策(51)

ある国が先住民族等に対してその民族固有の慣習や文化を禁止したり自国の言語を強制したりすることなどにより、自国の生活様式や思想などに同化させようとする政策。

モラル・ハラスメント(52)

言葉や態度、身振りなどによって人を不安に陥らせたり、巧妙に支配したり、人格や尊厳を傷つけるなどの精神的な暴力や虐待行為のこと。

マタニティ・ハラスメント(52)

妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇、雇止め、降格や職場内での嫌がらせ。

ダイバーシティ経営(56)

性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観、キャリアや経験、働き方など多様な属性の違いを活かし、個々の能力を最大限に引き出すことにより、付加価値を生み出し続ける企業を目指して全社的かつ継続的に進めていく経営上の取組。

人権文化(57)

日常の生活でお互いの人権を尊重することをあたりまえのこととして自然に考え行動することが定着していること。

資 料

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

（基本的人権）

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

（思想及び良心の自由）

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

（集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護）

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

（居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由）

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

（学問の自由）

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

（家族関係における個人の尊厳と両性の平等）

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

（生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務）

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

（教育を受ける権利と受けさせる義務）

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

（勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止）

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

（勤労者の団結権及び団体行動権）

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

（財産権）

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私所有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

（納税の義務）

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

（生命及び自由の保障と科刑の制約）

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

（裁判を受ける権利）

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

（基本的人権の由来特質）

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会設置要綱

平成 13 年 10 月 1 日

(設置)

第 1 条 芦屋市における人権教育及び人権啓発の推進について、幅広く市民及び知識経験者の意見を求めるため、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 人権教育及び人権啓発に係る基本的な方針並びに計画の策定に関すること。
- (2) その他人権教育及び人権啓発の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会の委員は、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから市長が任命した委員をもって組織する。

2 委員の人数は、9 名以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会は、会長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 懇話会の庶務は、人権推進を担当する課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附則

この要綱は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針

令和8（2026）年3月

発 行 芦屋市市民生活部人権・男女共生課

〒659-0064

兵庫県芦屋市精道町8番20号

電話（0797）38-2055 FAX（0797）38-2175

ホームページ <https://www.city.ashiya.lg.jp/>



芦屋市人権シンボルマーク